

平成29年12月12日

平成29年第12回飯舘村議会定例会会議録（第2号）



平成29年第12回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成29年12月12日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日	開議	平成29年12月12日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	平成29年12月12日 午後 3時32分				
応（不応） 招議及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	2番 長正利一		3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄	
職務出席者	局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 松本義之	
地方自治法の 第121条によ りたためた 説明した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	
	農業委員会会長	菅野宗夫	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
	選挙管理委員会 委員長	高野京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年12月12日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 村長提出議案の訂正について
- 日程第 3 一般質問(通告順1～4番)

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、報告事項がありますので、事務局に報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告いたします。

12月11日、村長から議案第116号について、お手元に配布のとおり訂正の申し入れがありました。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、村長提出議案の訂正について

議長（菅野新一君） 日程第2、議案の訂正についての件を議題といたします。

村長から議案の訂正理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本定例会に提出しております議案につきまして、瑕疵がありましたので議案の訂正をお願いするものであります。

訂正をお願いいたしますのは、議案第116号 飯館村立認定こども園設置条例であります。なお、訂正の内容はただいま配付をいたしました内容のとおりであります。

どうぞご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（菅野新一君） お諮りします。ただいま議題になっております議案第116号の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号の訂正の件を許可することに決定いたしました。

◎日程第3、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第3、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。3番 佐藤一郎君。

3番（佐藤一郎君） おはようございます。村議会議員になって初めての質問であります。それもまたトップバッターということで、大変緊張しております。よろしくお願いいたします。

まず、質問に入ります前に、先輩議員であります大谷友孝議員のご逝去に当たりまして、心からお悔やみ申し上げるものであります。これまでの震災以降の復興の流れをとめな

いように頑張っていきたいと思えます。

それでは、質問に入ります。

私は村議会議員選挙に当たり、「一緒にやりましょう ふるさと再生」を選挙公約に掲げ、ふるさと飯舘村を次の世代につなげるよう訴えてまいりました。具体的には、復興に当たり、人と人とのつながりを大事にして、誰もが活躍できるよう5つの施策を訴えました。きょうはそこから2点についてご質問いたします。

1つは、専業であります農業について。2つには総務の委員長をいただきましたので、関係するところをご質問させていただきます。

まず1点目は、農を原点とするふるさとづくりに関するご質問をいたします。

避難が解除され、やっと村内での復興がスタートしますが、一つに今現在の村内の農業基盤整備状況をお答えください。2つに、これからの村内の農業基盤の整備手順と作付、考え方についてご質問いたします。

次に2点目は、若者の声を村政に、であります。

このたび村で開催しました行政ヒアリングに出席いたしましたが、この取り組みは村民の声を村政に生かしてということでは、有効な取り組みだと思っております。この行政区ヒアリングを受けるに当たりまして、行政区の中でも役員会を重ね、要望項目を話し合いましたが、話し合いの中では、行政区の当面の課題はお願いできても、今後の現状なり村の各施策について、村がどの方向を向いているのかわからない中で各要望を上げるのはどうしたものかという意見も出されたところでもあります。

私の質問は、村内の本格的な復興がスタートする中、村全体の将来を考えていく次の総合計画づくりを進めることで、広く若者にも高齢者にも携わってもらうことで研修とか意見とかを聞くことができ、次の世代につなぐ仕組みづくりができるのではないかと思います。その考え方について、また進め方について、ご質問いたします。

以上です。どうかよろしくお願いします。

村長（菅野典雄君） 3番、佐藤一郎議員のご質問にお答えさせていただきます。

2点ございますが、私は避難解除された村の総合的な計画策定についてということで、他の質問は担当課長からお答えさせていただきます。

村では、このたびの原子力災害からの復興に当たっては、復興計画をただちに村民の方、議会の代表の方や有識者などに集まってもらいまして、あるいは各行政区の皆さんに集まってもらって、声を聞きながら、第1班から第5班まで作成してきたところでございます。その計画に沿って、これまで復興のさまざまな取り組みを進めてきたということでもあります。

また、この計画は、過疎地域自立促進計画、これは非常に村にとって国とのかかわりの中で大切な計画であります。そこにも連動しておるということでありまして、平成32年度までは現在の計画を進めるということにしております。したがって、ご質問にありました総合的な計画、飯舘村は村が誕生して第1回の総合計画以来、第2、第3、第4、第5の総合計画を平成17年度から平成26年度ということで、10年計画をつくってきたのですが、ご存じのように平成23年度、7年目に入るに当たって震災に遭ってしま

ったということでありますので、この復興計画を、ある程度になりましたらまた総合計画をつくらなければならないというのは内々で話し合っていたところであります。ということで、平成33年度を初年度として、今回は10年計画ではなくて平成37年までの5カ年程度の中期計画でつくっていきたいと思っております。つまり、なかなか10年先は読めないぐらいの時代でありますので、5年の中期計画でつくっていきたいと思っております。

なお、この策定に当たっては、これまでも第5次総合振興計画で実施してきましたように、策定委員会などの検討組織に村民に参加していただくなり、あるいはいろんな形で参加をしていただいて、ワークショップなどにより村民の意見を計画に反映するなど、帰村していない村民のかかわりも含めての仕組みを取り入れてまいりたいと思っております。

第5次では、実は1回だけでしたが、議会の皆さんと村の職員と村民とが一緒になって研修に行くということもやったところでありますから、いろいろな形で、今佐藤議員から質問されましたような趣旨に沿って、しっかりと中期の第6次計画をつくっていくことをしていきたいと思っているところであります。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 3番、佐藤一郎議員の「避難解除された村内での農業基盤整備について」、「1-1現在の整備状況について」「1-2これからの農業基盤整備の手順と作付の考え方について」のご質問について、関連しますので一括でお答えさせていただきます。

まず1-1の現在の整備状況ですが、現在の基盤整備は今年3月31日をもって避難解除された行政区の中から、二枚橋・須萱、関根・松塚、深谷地区をモデル的に実施しているところであります。

整備状況については、福島再生加速化交付金を活用し、用排水路の草刈りや土砂上げ、約1万600メートル、関根地内の頭首工2カ所の改修、農地の暗渠排水約6.4ヘクタール、簡易ゲート7カ所の設置を発注し、実施しているところであります。また、農業用排水路の整備のための測量設計も実施中であります。実施中の3地区については、平成28年度から営農計画の策定を進め事業を開始したところでありますが、地権者協議や整備計画に時間を要したため、全ての工事完了は平成30年度の見込みとなっております。

次に、「1-2これからの農業基盤整備の手順と作付の考え方について」であります。初めに「5年後を見据えた作付再開計画」を各地区で策定します。次に「営農する農地と水路等の施設の整備方針」を決定していきます。この整備方針をもとに概算事業費を算出しまして、国の交付金事業の事業申請を提出いたします。国とのヒアリングを幾度も重ね、事業採択後は初めに測量調査設計を行い、請負工事の発注となりますが、工事の着手までは早くても1年以上の期間を要してまいります。

また、作付の考え方についてであります。作付再開計画の中で、初年度から販売作物を作付するのは困難な地域もあるため、保全管理を含めて、5年後を目標に販売作物の作付を再開する計画で事業を進めているところであります。作付品目の選定については、

耕作者の希望を優先し、村も一緒になって計画策定を進めております。

以上であります。

3番（佐藤一郎君） 再質問をさせていただきます。

まず1点目の農業基盤関係についての再質問をいたします。

お答えの整備状況はよくわかりましたが、私は農を原点とするふるさとづくり、そしてブランドづくりを進めるには、それぞれの行政区を拠点に、村全体をどうするのか、また、村全体の整備計画がないとなかなか進まないですし、後継者がいない農地を行政区だけでは手には負えないところも出てくると思います。また、基盤整備をただけでは農家の励みにはなりませんので、整備したところに例えば飼料米を作付して買い上げてもらって、幾らかでも農家の収入になるようにできないかと考えます。

さらに、7年も経って全てが水田に戻るとは考えられませんので、村の立地条件、気候を考えますと、畑地利用も計画の中に入れ、ジャガイモや玉ねぎなどの作付を進め、スーパ加工などの6次化を目指すことも段階的に取り組むべきだと考えますが、もう一度村の考えをお答えください。よろしくお願いいたします。

村長（菅野典雄君） ただいま佐藤議員から再質問されました。農業の村でありますから、やはりしっかりとした農業の計画をつくるべきではないかというご質問なのかなと思っております。

全くそのとおりであります。ただ、残念ながら、農業の基盤であるこの農地といいますか、これが放射能によって汚されてしまったという、あるいはそのものが田んぼ、畑に袋として残っているという非常に特殊な事情の中でこれからどうするか、まさに心配をさせていただきまして、ありがとうございます。

1つは、やはりそう早急にはできないなという気はいたしますが、しっかりとやっていく計画はつくらなければならないなと思っています。そして、できるところからなんです、できるところからの一つに、やっぱり今までのような形とは違って、国の責任なり何なり、あるいは事業なりをしっかりと探していく、あるいはそこに話し合いをしていくということが一つ必要なかなと思っています。

それからこの前、行政区ヒアリングを3つを残してやっているわけであります。それはどういうことかという、それぞれの行政区、今まで例えば50軒あったうちは50軒、1つ、2つは少なくなっていくかもしれませんが、100軒あった行政区は100軒とこうだったわけですが、現実にこの避難生活、6年、7年の間に、戻る家庭が場合によっては半分、あるいは半分以下になると。その中でどう農地を守っていくかということになりますと、今までとかなり違うような考え方、あるいは柔軟な考え方、あるいは地元の人たちがどれだけ自主的にといいますか、自分でやらなければならないという意味確認などもしていかなければならないと思っていますので、まさにご質問の趣旨は全くそのとおりでありますので、しっかりと受けとめさせていただきながら一つ一つ進めていきますので、今後とも議会などと常に相談をさせていただきたいと思っています。

3番（佐藤一郎君） ありがとうございます。それでは、次に2点目の総合的な計画の再質問をいたします。

お答えいただいたように、今現在、課題に対応していただいているのは十分理解しますが、国の復興期間は平成32年で終わりますので、来年度から準備にかかって、その復興期間の平成32年度まで、今後5年なり10年なりの長期計画を描いておかないと、次の復興事業には乗れないと思いますし、国、県の補助金はとれないと聞いております。また、村長の任期中にはこの計画は描けないのではないのかと思いますので、もう一度村のお考えをお答え願います。

村長（菅野典雄君） 今現在の復興計画は、国のほうは平成32年度までと一応は区切っております。もちろん今多くの自治体なり、我々もそこで終わりという話ではないでしょうと、ほかの災害とは全く違うんですよという話はずっとしておりますから、幾らかなりともそこから続いていくのではないかなとは思っていますが、これはまだ先のことですからわかりません。

村のほうのこの復興計画の中に、できるだけやっぱり復興の足跡はしっかりとやっていかなければならないということで、今必死にやっているところでもあります。ということで、今度は総合計画が平成33年度からということでもあります。今までの総合計画は大体2年前からスタートするということでもあります。つまり2年間かけてそのスタートラインに立つということでもありますので、1年ではちょっとなかなか大変だなという気がいたします。ですから2年ということになりますと、平成33年度からの第6次総合計画は平成31年度、平成32年度で、いわゆる2年間をかけて多くの声を聞いたりこれからの計画をつくっていくということになりますので、今年は、これからもう1年は平成30年度ですから、できるだけ復興のほうの段取りをしっかりと、平成31年、平成32年でこの5カ年の第6次総合計画をつくっていきたいと思っているところでもあります。

3番（佐藤一郎君） 以上で私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

議長（菅野新一君） 7番 佐藤八郎議員。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。12月定例会、一般質問をさせていただきます。

最初に、昨年の村長選での多くの村民からのご支援に心よりお礼を申し上げます。道理が通り、村民の願いが村政に反映されるのかの選挙でありました。避難解除が国の都合により進められましたが、私が公約したように、帰村した方々の生活支援も放射能汚染物処理も、賠償にかわる生活支援や経済的支援も、国に確実に予算計画と実行をしなければ、飯舘村に住んでいて被ばくした村民は我慢して放射能を浴びて、村民が要望もしていない、国・県に都合がよく、大手ゼネコンの独占企業の金もうけの地域とされ、予算は箱物づくりと、一部の後継者見通し、経営見通しも立たないところに使われてしまうのです。

原子力発電所事故は、スタートから6年を振り返ってみますと、嘘とごまかしであります。現在も放射能が放出されているように、汚染水も含め、安部総理がいうように安心・安全となるブロックはされていない実態が証明されております。

そもそも、津波よりも地震によるものであるし、原発から3キロ、5キロ、10キロ、30キロという危険地域を広げるやり方も、結果としてはできるだけ事故を起こした東電、国の責任負担を軽くしようとするものであります。そして、放射性物質の除去と隔離す

る除染についても確立した事実もないし、幾ら成果のあるものでも、ゼネコン、国が認めないやり方を通したために、村長の言う「2年で除染して戻る」も嘘となったのであります。

多くの村民が放射線量を図る方法も、測定器も持っておりますのでわかるように、モニタリングポストの不正確さ、除染しての効果、数値の不正確さは明らかであります。それゆえに、現在も多くの村民が再除染を要求しております。しかし、村長みずから、国のいうとおりに年間20ミリシーベルト以下なら生活できるとし、この基準は平常の国基準の国民が安心安全になる生活水準である年1ミリシーベルト未満の20倍であります。これは、正しくいえば村民をモルモット化しての実証実験ともいわれております。

目に見えない、においがしないからといって、飯館村の村民各自が先祖が積み上げた歴史を大切にし、未来を見据えて多くの親戚、友人、知人、近所づきあいを大切にしていただけなのに、一人一人の人生を狂わせたのです。原発事故の被害を受けた村民が被害者なのです。そして議会は住民の代弁者で、村民の声、願いを実現させるために村民の立場で審議、提案する機関であります。村長は被害を受けた村民の代表です。村長は村民の声、願いより、国、東電の言いなりに行政執行するのは、村民に対して責任役割を放棄する間違った行動です。被害を受けた村民の状況を考えてください。初めに蕨平一部避難が30キロメートル、そのことが始まりであり、間もなく全村となりました。村長は避難しないでよいとして、放射能を浴びても大丈夫とする学者や医師を来村させ、講演会、説明会で村民を誘導し、そのことを国が避難指示するまで続けたのであります。情報を早くつかんだ方々と子供、若者は自主避難をしたし、村長の家族も避難しました。しかし、最も高濃度の比叢、長泥、蕨平、滝下地区の方々は放射能を浴び続けたし、一次栃木県や村内やすらぎへの避難がありましたが、そのときのやすらぎの線量値は年間当たり7とか8ミリシーベルトのところだといわれています。私が何度質問しても答えられない、答えない部分であります。

このように、地区によって同じ村民が分断されたのです。放射線量値でも3通りに分断し、賠償でも除染でも分断と、村民は分けられたのであります。国の指示があるまで避難しないために、村民がまとまるとか村から近くとか、家族、地域ぐるみの避難はできなくなったのです。村長は初めての事故だから忙しいといいながらも、その年に本を出版し、議会村民よりマスコミ発表を優先させたりと、国の言いなりを通した6年間だと思います。緊急時に見えない、におわないをきちんと利用して、国の都合で進めた6年間であり、最近も、予算を組むが当面実行できない、中止になると、村民から見て考えると、村長は誰と協議をして誰に誘導されているのか、村民の生活、不安、不満は今も無視しているとの多くの声が私に届けられています。初めての事故だから、緊急だからの言いわけをやめて、ばらばらにされた村民生活、人生に、村に戻る、戻らないという考えを含め、一人一人にきちんと寄り添うべきであります。

国は放射能を浴びていい基準を20倍にして、放射能汚染物は80倍の8,000ベクレル以下であれば使用できる物質だとしております。飯館村でも長泥地区に実施をして、汚染物のその場での減容化を推進しようとしておりますが、230キロ平方メートルの全面積での放射

性物質の分布図は、線量値は約85%を除染しない飯舘村の山、川、土手、道、堤は、このままで終わりとするのか。村長自身も見えない、におわないから何でもよいとして終わりを望んでいるのか。除染した農地の暗渠は地下にあるので、壊され、排水できなくなっていますが、壊した除染関係者は器物破損とならないのか、修繕をさせないのか。このままでは、ふるさとに戻ったがもとの生活とはならないのは明らかであります。避難解除は復興のスタートというが、被害者一人一人の人生再生に結びつかないやり方に強く抗議をして、質問に入ります。

何と言っても、人が生きるのには健康が一番ですので、何重ものストレスと環境悪化、そして家族・地域分断により、事故前の生活ならばもっともっと生きられた村民が、自殺、孤独死、放射能被ばくでの細胞破壊と他病気の合併病など、多くの方々が犠牲となり、早死にしています。死亡数の推移、要因を示すとともに、現状の対策課題を伺い、事故前からの村民の人生の終わり方と事故後を検証することで、健康を守り、発展させる施策を求めます。

次に、この事故後の死亡者に対して、弔慰金でも村民分断をしていますが、何が要因で他市町村より受給者が少ないのか、弔慰金を支給された要因とされない要因を明確化すべきであります。多量の被ばく等をした体の村民にとって、ますます放射能被ばくの影響や医療費無料化は重要となっています。世界での放射能事故の例からしても、5年、8年、10年と病気発症があり、犠牲者もふえている実態からしても、国、東電にきちんと要求すべきであります。

次に、500余名の帰村者に高齢者が多いので、3年間の保健福祉計画・介護保険事業計画の総括をしていると考えるが、実態と課題はどうであるのか。さらに、これから3年間の計画策定の重点事項はどうされるのか。医療充実、救急体制など課題が目前となっていますが、具体的対応ができるようにすべきであります。

次に、予防、検診、治療のあり方は、村内全域が国の法律、年間1ミリシーベルト未満の環境の安心・安全となっていない中で、放射能被ばくし、細胞を壊された体に他の発病があれば、合併し重症化します。これ以上被ばくさせない取り組みと健康な体づくりが重要なので、具体的な施策を求めます。

これまで国、東電の言いなりで、どちらが加害者で被害者かわからないような政治となっていますが、避難指示解除要件は村民の立場から何が達成されたのか。国の一方的な条件ではないのか。1つとして放射線量の低下、2つにインフラ整備、3つに村民との合意としているが、実態からして何も達成していないのです。除染は低下しなくても終わった、終わったと。インフラは道の駅、コンビニ移転、移動販売、診療所開設だけのインフラでは整備したことになりませんし、9カ月経って帰村した人の生活のあり方を見ても、村民合意とは認められません。放射能の健康不安対策、生活費を含む再生経済支援と完全賠償、今まで賠償については加害者の国や東電が決めてきましたが、本来被害者が決めて要求し、事故を起こした加害者が支払うというのが正常な形の完全賠償であります。そのことが求められています。そのことに応える国、村の方針と取り組みを、1年ごとではない先を見通したものを村民に示すべきではないでしょうか。

国によるマスコミを総動員しての放射能被ばくなし、病気を発症をしても放射能影響なしという国のあり方ですが、それでは、なぜ私たち村民は避難をさせられたり、賠償金を払ってもらったり、除染したり、福島初め全国的に事故前と事故後で病気や患者数が多くなっているのか。嘘とごまかしをやめて、あるものはある、心配なものは心配、ふえているものはふえていると真実と実態を示すべきであります。

当初からの放射能汚染物の置き場の現況と線量値を示し、移動時の放射能拡散基準と実態も示すことが、帰村した方々の健康を守る上でも重要であります。その上に立って、今後の置き場、移動の安心・安全を図るべきであります。

次に、減容化施設、村内の搬入などについて、関係地区に説明があるのでしょうか、一時八木沢地区が搬入により線量値が高くなったように、変化するのでデータの考証が求められております。多くの村民が見える、わかるデータをきちんと示すべきであります。帰村した方々の訪問活動の中で、生活経済が成立していない現実への支援が求められますが、高齢者、農業中小企業などをめぐる情勢は厳しいものがあり、生きがいを見出せない現実を村がきちんと認めないと、生き死ぬだけの人生となってしまいます。一人一人に寄り添った具体的な施策が求められ、具体的な支援策、見回りの充実が求められています。それぞれが歴史の上に未来ある生き方をさせていただける村民は、100%の被害者であり、国、東電は100%の加害者なのです。村民は損害賠償の権限を委任できなくて、ADRや裁判などで主張していますが、村長はほかの町の賠償に口出しをして謝罪した体験をお持ちですが、それだけ関心が高いのですから、村長として7年目を迎えるに当たり、何か損害か、何が村民の人生の再生に必要なか、明確にして考証すべきであります。村の長として、村民のために具体的に何を求めるのか、多くの村民は見ております。原発事故を起こした東電、国が、政治、マスコミを活用して、個人的にも村としても賠償は終わりとする動きがありますが、村民にとっては延長してほしい、村民公平にしてほしいなどの声があるが、避難解除は復興のスタートと言いながら、自主避難者から住居を取り上げる動きがあります。飯舘村も長泥地区以外は自主避難者となった現状からして、帰村したので経費が増加していることも含め、人々との交流が薄くなり続けていますので、村民主人公を貫き、足の確保、福祉の充実など、民意を反映すべきであります。村長の言う賠償にかわる生活支援策は、具体的に見えるものになったのでしょうか。たくさん事業が復興の名のもとに進められ、事故発生もありましたが、工事請負業者が工事施工に当たるときの技術者の配置、選任確認は適切になされ、発注者に自己責任が問われることがあってはならないのです。建設業において、技術者、管理技術者の兼任も含め、決められたことを守る必要があるが、実態と各工事の体制は大丈夫でしょうか。

以上、質問・提案をし、村民主人公の村づくりを強く求め、発言とします。

村長（菅野典雄君） 7番、佐藤八郎議員のご質問にお答えさせていただきます。

多岐にわたりますので、私なり、副村長なり、あるいは担当課長のほうからもそれぞれ担当の中でお答えさせていただきますが、今ご質問の前にお話がありましたように、放射能についてはまさに人それぞれ考え方が百人百様でありますから、非常にその中で物事を進めていくというのは大変だというのは、今佐藤八郎議員からもありましたし、私

たちもずっと言ってきたところでもあります。ただ、少なくとも皆さん方から選ばれた村長でありますから、村民の立場に立って、いかに村民が復興すればいいのか。この災害からやはり実をとっていくという立場で一貫して進めているところでもあります。

そういう意味で、ただいまの質問の前のお話は、大変多くの村民、あるいは職員、議員の皆さん方とはかなり大きな、違った考え方があるようではありますが、それはそれで人それぞれでありますから、ただ、少なくとも一日も早く村に帰りたいたいという方もいることでもありますから、その方をとめる権利は誰にもないということだけはお話をしておきたいと思っております。

それでは、質問4の生活経済支援についてお答えさせていただきます。

村の自然環境は、除染完了後でも原発事故以前の自然に戻っているとは考えておりません。そのような中、村では今年3月31日の避難指示解除後、村に帰村する人や一時帰宅する方々への生活支援に真剣に取り組んでいるところでございます。

農業分野での支援であります。「陽はまた昇る基金事業」というものをいち早くつくりまして、今年度、新たに創設した「農による生きがい再生支援事業」、つまりなかなか農業を専業としてという方はいない可能性もありますので、生きがいで再生支援することでありまして、自家菜園などに必要な機器やハウスの導入などに経費としてその資金から補助するということで、補助率50%、補助上限50万円の事業を実施しているところであります。

この事業の利用者は大半が高齢者の方でありまして、12月上旬の段階で現在160件、160人の方から申請をいただき、自家消費の野菜や花の作付などをして、土いじりや農作物の生産に喜んで従事してもらっていると思っております。作付をした方の中には、「生産した農作物を少しでも販売したい」、「他の人に食べてほしい」との声も聞かれまして、県のモニタリング検査を受検した上で、いいたて道の駅までい館の野菜直売コーナーに現在12名の方が出荷をしている状況でありまして、大変喜ばれていますし、またやる気を持っていただいているなどと思っております。

また、いわゆる生きがいではなくてなりわいをやろうという「なりわい農業」として、県による直接補助である「福島県原子力被災12市町村農業者支援事業」により、農業機械導入や施設整備などが補助対象ということで、事業費の上限が3,000万円ですが、この3,000万円の4分の3を県が補助し、村は独自に先ほど言いました「陽はまた昇る基金」から5%上積みをして、実質80%の補助事業を展開しているところであります。これは早くからいわゆる賠償金もさることながら、生活支援制度を国としてしっかりつくるのが大切ではないかという話をずっと私は一貫して言ってきたところではありますが、このような形が国のほうから示されたということでもあります。

12月上旬の段階で、この80%の補助に手を挙げている方は、34件の方が今年度からの営農再開を果たしており、米や花卉、子牛などを出荷しているところであります。また、生産量や生産者の意向によって、官民合同チームとのマッチングによって販売先を開拓するというのもありまして、今のところ3件がそれに上がっているところであります。

また、中小企業分野での支援であります。平成28年度、県による直接補助である「福島県原子力被災事業者事業再開支援事業」により、車両の購入、あるいは施設の建設・改修などを補助対象として、事業費がこれも上限3,000万円ということで、4分の3を県が補助し、村は5%を上乗せして、実質80%補助でやっているということでありまして、これも12月上旬の段階で43事業所から申請が上がっておりまして、現在採択が17件でございます。村からの5%の上乗せ補助をその17件には行ってございます。

避難指示解除前から村内での事業再開をしておりました事業所は50社ありましたが、現在は70社が事業再開を頑張っているというふうであります。このように、みずからしっかりと頑張ろうという方がいっぱいいるということだけは、ぜひ知っていただきたいと思っております。

このように経済活動をしている村民が、少しずつではありますが、ふえつつあるということでもあります。ご質問のあった高齢者、農業、商工業者など、やる気のある方へは、今後とも村として積極的に支援をしてみたいと思っております。

次に、損害賠償の延長についての2点について、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

まず1点目の村民のために何を求めるのかでございますが、原発事故による損害賠償は原発事故によって全村避難を強いられた村民のために、原発事故がなかったら被ることのなかった損害を可能な限り賠償させるということであると考えているところであると認識をしております。

「原子力損害賠償紛争審査会」が定めた基準に基づいた賠償が今行われているわけでありまして、村としては、これまで村民のために一つでも多くの賠償を得るために、帰還困難区域以外の住居確保損害賠償、牧草地の畑、牧草地の値段ではなくて、畜産の村だから畑の値段で賠償するように、あるいは新たな賠償制度の確立や村民生活を安定させるために、村民に寄り添い、村民への情報提供はもとより、弁護士による相談支援なども積極的に取り組んできたところであります。

2点目の「延長、公平にしてほしい」であります。先に答弁しましたように、損害賠償は国の基準に基づいて進めておりますので、その基準に基づかない賠償、あるいは公平ではないということであれば、ADRなどの手続で請求されるべきだと思っております。

なお、個別事例については、村の顧問弁護士が定期的に相談業務を行っておりますので、ぜひご相談をしていただければと思っております。

以上で答弁させていただきます。先ほど言いましたように他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えさせていただきます。

健康福祉課長（齊藤修一君） それでは、私からは第1点目の健康を守る施策についての中の4項目について、お答えさせていただきます。

まず第1点目、「原発事故後における村民の死亡数の推移と要因、現状と対策、何重ものストレス解消が求められていることへの課題としていることは何か」の質問にお答えいたします。

まず、原発事故後の死亡数についてですが、震災直後の平成23年は95名、平成24年は93

名、平成25年は82名、平成26年は77名、平成27年は87名、平成28年は78名と、震災直後の平成24年までは増加傾向にありましたが、平成25年度からは緩やかに減少傾向にあります。

死亡の主な要因といたしましては、悪性新生物、いわゆる癌が第1位、2位が心疾患と脳血管疾患が同率で、3位が肺炎と老衰となっております。なお、死亡数及び死亡要因については、震災前とほぼ同程度となっております。

これらの対策といたしまして、総合健診の受診体制整備と受診勧奨により、疾病の早期発見、早期治療につなげることや、受診後の結果が要指導等の判定者に対しましては、適切な指導や受診勧奨の徹底に努めてまいります。

また、何重ものストレス解消が求められていることへの課題といたしましては、心のバランスを崩し心の治療が必要になることや、自殺の引き金になってしまうことを危惧しており、これらの課題に対し、専門家などのアドバイスを得ながら対応してまいります。

次に、2点目の「弔慰金による村民分断とその実態を明らかに」とのご質問にお答えさせていただきます。

まず、災害関連死の認定状況についてであります。平成29年11月末日現在で、直接死1人、災害関連死と認定された方が42人、災害障害見舞金に該当された方が1人、災害関連死とは認定されなかった方が62人です。

ご存じのとおり、村においても災害弔慰金審査委員会を設置し、申請のあった方について、死亡と災害との直接の因果関連があるかどうかを審査いただいておりますが、市町村によっては原発事故からの避難の時期や過程、死亡の要因などの内容についてもさまざまであることから、市町村ごとの認定率に幅があることはご承知のとおりであります。審査委員会では、当初からの一定の審査基準を維持し、震災との因果関連について、震災の状況などさまざまな角度から議論し、結論を出していただいているところであります。

震災から6年余りが経過し、震災と死亡との因果関係を証明することがますます難しくなっていることは事実ですが、村といたしましては、当初からの一定の審査基準を維持し、審査を行っていただくことが最も大切であり、それが村民の公平性・平等性の確保につながるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また「放射線被ばく影響や医療費無料化継続について等の支援と取り組みの具体的施策について」であります。放射線被ばくの影響については、引き続き甲状腺検査、ホールボディ検査を行っていく所存であります。さらに医療費無料化継続については、村単独の事業としてはなかなか難しいものでありますので、国・県に継続の要望をしております。

続きまして、質問の3点目です。「介護保険事業計画の総括での課題は何か」とのご質問にお答えさせていただきます。

まず、保健福祉計画であります。村では第四次飯舘村健康増進計画を策定し、村民の長寿化と今回の避難による生活環境の変化などに伴う生活習慣病と認知症の発生の増加への対策として、食生活の改善策のための食育推進計画を盛り込んだ内容となっております。

ます。

さらには、日常生活に不安を抱え、自殺に至ることへの対策として、国より策定が義務化された自殺対策計画などを盛り込んだ内容といたします。

なお、医療の充実と救急体制ですが、現在いいたてクリニックで週2回診療を行っておりますが、村民の帰村状況によりましては、回数をふやすことで秀公会と協議が整っております。また、救急患者の対応につきましては、近隣の医療機関とも協議してまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業計画であります。第6期介護保険計画の見直し作業を今年度行っており、飯館村高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画が来年3月までには策定される予定であります。

現在の計画の総括であります。ご存じのとおり、避難に伴い核家族化が進み、避難先での介護サービスの提供を受ける要介護者が増加したこと。また、避難先での介護サービスの充実により介護給付費が増加し、介護保険料が高騰した計画となりましたが、適正規模の計画であったと考えております。

しかしながら、避難解除に伴い、現在村内での介護サービス事業者は、いいたてホームの施設介護サービスのみであり、在宅サービスは村外の介護事業所に依頼する形で介護サービスを提供している状況にあります。今後3年間の計画を策定するわけですが、帰村の動向を踏まえて、保健・医療・介護の連携を踏まえた計画の策定に努めてまいります。

続きまして4点目、「予防、検診、治療のあり方と放射能の追加被ばくをさせない取り組みが求められている」とのご質問にお答えさせていただきます。

まず、予防、検診、治療のあり方については、引き続き各種疾病に対する予防、健診事業に取り組み、疑わしい結果が見られた場合には速やかな医療機関での受診を勧奨して参ります。

また、放射能被ばくをさせないための取り組みとしましては、村内に居住されている村民の村内での自己栽培産野菜等の食品放射線量検査の実施や放射線量の高い山林での山菜とりなど、無用の被ばくを受けないよう、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、ご質問の2、「避難指示解除要件の達成度について」のご質問にお答えいたします。

達成度につきましては、まず線量の低下でございますが、国直轄除染事業によりまして、生活環境における放射線量は、一部未除染の区域、ホットスポットと呼ばれる箇所を除きまして、1時間当たり1マイクロシーベルト前後、年間に換算しますと5ミリシーベルト程度まで低下している状況でございます。

インフラの整備につきましては、電気、ガス、水道、電話等の最低限生活に必要なもののほか、診療所や住宅、道路、交流施設や宿泊施設、商業施設、郵便、移動販売、宅配事業、新聞配達再開、事業所企業の再開等、完全ではありませんが、整備されてきた

ところであります。

村民との合意につきましては、避難指示解除前に各方部での懇談会や行政区長会、各自治会等、機会を捉えて村民に説明をしまいいりましたし、議会とも確認の上、解除を決定してきたところでもあり、おおむね理解を得たものと認識しております。また、解除に当たっての国の方針は、ご承知のとおり、これまでどおりの3つの要件によるものであります。

一方、村としては、避難指示解除を受け入れつつもこれを復興のスタートと捉え、村民が安心して帰村・生活できるよう、除染を初め買い物や介護、医療などのインフラ整備、健康づくり対策、雇用の確保等にさまざまな取り組みをしまいいりました。まだまだ不十分な面はありますが、引き続き国・県などと協議しながら、課題の解決に向け取り組んでまいります。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは3点目の放射能汚染物処理について、2項目ご質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず1点目の「仮々置場から移動」についてであります。

まず、仮々置場等でのフレコンバッグの現状であります。今年10月末現在の除染工事から発生した除染廃棄物が入ったフレコンバッグの発生総数は、草木などの可燃物が78万袋、除去土壌の不燃物が172万袋、合わせますと約250万袋であります。

次に、仮々置場などからの搬出状況ですが、可燃物が16万袋を炭平減容化施設のほうへ、また、不燃物については2万7,000袋を中間貯蔵施設へ搬出し、仮々置場等で可燃物が62万袋、不燃物で169万袋、合わせて約231万袋のフレコンバッグを仮々置場等で一時保管しておる現状であります。

また、搬出時には、個々のフレコンバッグの表面空間線量値は測定をしませんで、フレコンバッグ収集・保管時の年月日、場所、表面空間線量などの情報をフレコンバッグに取りつけるタグに取り入れ、そのタグで管理をしているとのことあります。

搬出した表面空間線量値であります。中間貯蔵施設へ搬出した2万7,000袋のフレコンバッグの最大値は、時間当たり9.45マイクロシーベルト、最小値が時間当たり0.03マイクロシーベルト、平均値が時間当たり1.53マイクロシーベルトであります。

また、今後の移動での安全対策であります。現在まで実施してきたように、国のガイドラインに基づき、運搬前に車両の前面、後面、両側面から1メートル離れた位置における線量が時間当たり100マイクロシーベルト以下であることを確認しながら運搬することになっております。もし時間当たり100マイクロシーベルトを超えている場合には、運搬を中止し、遮蔽等の措置を講じて時間当たり100マイクロシーベルト以下になるように安全対策を図って運搬するということあります。これまで時間当たり100マイクロシーベルトを超えたフレコンバッグはなかったという報告を受けてございます。

なお、今後ともデータなどの情報開示に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「減容化施設への搬入」であります。炭平減容化施設への搬入は、村内では各仮々置場から可燃性、燃えるものの廃棄物を搬入してありまして、村外からは

下水汚泥を福島市、国見町、南相馬市から搬入しております。農林業系廃棄物は福島市、伊達市、国見町、川俣町から搬入をしております。それぞれ避難でお世話になっている自治体の関係の下水汚泥なり農林系のごみであります。

搬入に当たっては、ご質問の1で答弁したように、国のガイドラインに基づきまして、運搬前に車両の前面、後面、両側面から1メートル離れた位置における線量が時間当たり100マイクロシーベルト以下であることを確認して運搬しているとのことで報告を受けているところであります。

次に、廃棄物の移動と処理データの公表であります。今年2月に運搬を完了した国見町からの下水汚泥運搬において、村内2カ所の定点で毎週1回、運搬車通過時の空間線量測定を実施いたしました。通過前と通過後の測定値がバックグラウンドの値から大きく上昇することはありませんでした。バックグラウンドというのは周辺ですね。それとそう値は変わらないということでありました。

また、運搬経路にある村内モニタリングポストや蕨平減容化施設の廃棄物保管場にあるモニタリングポストにおいても、異常な測定値は見られませんでした。

データの公表ですが、村内のモニタリングポストの測定値は村のホームページで公表し、蕨平減容化施設の廃棄物保管場にあるモニタリングポストの測定値は、環境省のホームページで公表されているところでございます。

私からは以上でございます。

建設課長（高橋祐一君） 私からは6点目、村工事発注について「6-1 工事請負業者が工事施工に当たるときの技術者の配置、専任確認は適切になされているか、実態と各工事の体制」についてのご質問について、お答えいたします。

建設業法に基づく技術者の専任配置は、請負金額が一般土木工事等の場合は3,500万円以上、建築工事に限っては7,000万円以上と義務づけられております。ご質問の専任技術者の確認は、工事着手の前に請負業者から提出されます現場代理人、主任技術者や監理技術者の氏名及び資格証、下請けの有無等を明記した通知書により、適正な配置がなされているかの確認をしております。それとともに、ほかの工事との兼任をしているかどうかを本人からの聞きとりにより確認をしているところであります。

議員お察しのとおり、村発注工事は、復興事業の増加に伴い専任が必要な工事がふえております。しかし、適切な技術者の配置を行い、工事を現在実施しているところであります。以上です。

7番（佐藤八郎君） 1点目について。大変村民がずっと早死にしているというふうには、村民の事故前の生活や暮らし方をずっと思い浮かべて、死んだ方の状況を見ているんですが、この事故がなかったら皆もっと生きてたろうなという方がいっぱいおりますので、そういう部分では、この事故の起こした影響というのは非常に大きいなと思います。

私がつかんでいる自殺死、孤独死がありますが、村ではこの数字はどのようにつかんでいるのでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 村といたしましては、自殺といたしましては1件ですか。孤独死についてはないものと認識しております。以上です。（「仮設で」の声あり）申しわ

けありません。仮設のほうで、現実的に孤独死であろうという件数が3件程度あったかなと考えております。以上です。

7番（佐藤八郎君） 私は、自殺は4人おられて孤独死は5人と村民の情報で聞いているんですが、村のつかみ方。なぜ聞くかといいますと、今後非常にやるものがない、生きがい対策はいろいろ先ほど答弁はありましたが、なかなかない。それで今のパトロール体制もどうなっていくのかという意味では、事故前みたいに郵便局の方が声をかけてくれたりということがないので、だんだんこういう数がふえる心配をしているものですから、やっぱりきちんと聞いて、その誰々がこうなったではなくて、こういう例があって亡くなりましたみたいなことをきちんと土台にしてやらないと、ちょっと大変な状況になるのかなと思っています。そういう意味では、きちんと調査されたほうがいいのではないかと思います。

2点目ですが、災害関連死認定された方、されなかった方、20人ほど違うんですが、具体的な点から審査内容や因果関係の内容がどうしてこうなるのか。浪江町などは3割ぐらいですよ、認定されないのは、7割ぐらいが認定されているということで、先ほど答弁の中にも避難自治体とかいろいろで違うんだということでありましたが、審査内容が私何回も質問し、調査をしているんですが、具体的になかなかわからない。そういう意味では、これからはともかく今までのこの認定されたものはどういうことで認定されたのか。認定されなかったのは、AさんはこうでBさんはこうであったとかというものがあれば、教えていただきたいと思います。

健康福祉課長（齊藤修一君） 災害弔慰金の認定につきましては、認定の部分の結果はそれぞれ認定の請求をされた方々に個別に通知しているという対応をとっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（佐藤八郎君） 特に先ほどの孤独死という部分では、その方は全員認定されたんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 孤独死につきましては、最近までの流れの中で、今ほど言いました5名程度という数字になっているかと思いますが、その状況等につきましては、それぞれ通常の生活の中で起きた問題もあろうかなということで、最近の部分につきましてはそういった認定には至っていないというのが実情であります。以上です。

7番（佐藤八郎君） この審査委員会の中身が私ども議員に明らかになっていないのでわかりませんが、委員の方は誰だかはわかっていますが、事故がなかったら孤独死なんて普通考えられないんですよ。村の中でね。事故があつて仮設で死んだ方、アパートで死んだ方、いろいろあろうかと思うんですが、それが認定にならないというのもまた、私としては先ほど村長が賠償で答弁されたこうむつた死亡に当たっているのではないかと思うんですが、この審査委員会なるものの基準というか、中身がわからないので何とも私は言えませんが、判断できませんが、どうなんでしょう。

副村長（門馬伸市君） 基本的に審査の項目がいろいろあると思いますが、災害避難によって病状が極めて悪化したとか、避難前から病気を持っておられて、それが避難との因果関係がどういふふうになったのかということがベースにあつて、それで委員会の中には弁

護士が入っていたり医者が入っていたりいろいろしますから、その震災前の病状の既往歴とか医者の通院歴とかというものをきめ細やかに調査をしながら審査しているんですね。ですから、一般の人から見れば「何である人が該当してこの人が該当しないのか」というのが、外見上ですよ、そのように思われる方もいるかもしれませんが、本当にきめ細やかに審査をしてその判定をしているというのが審査会の判断であります。

孤独死は震災前にはなかったはずだということなのですが、震災前もありました。ひとり暮らしの高齢者の世帯で、1週間ぐらいそのままになっていたということもありますし、決してないわけではありませんが、何ていうんですか、親戚のいない方なんかはなかなか安否確認をしない、震災前ですね。そういう形で、周りの方が何か最近全然電気がついていないなということで、そういう関連死が何年かに一遍はありました。今回の仮設なんかでは、やはりそういう孤独死がありましたので、管理人が安否確認といたしますか、そういうのを巡回しながらやっておりますし、人によっては来てもらっては困るという人もいます。来ないでくれという人もいますし、その辺はプライベートな面で難しい面もありますが、でもそんなことを言わないでやっぱり確認だけさせていただきますということで、強制はできませんから「来ないでくれ」という人には無理にはいきませんが、できるだけそういう安否確認をする方向で今取り組んでおりますが、残念ながら孤独死はありました。

7番（佐藤八郎君） 今の副村長の答弁だと、何か弔慰金に関して、申請するとその人のこれまでの病歴、カルテが全部公開されて審査対象になるようなお話でしたが、そういうことではないんだと思いますが、やっぱり震災前に死んだ方、私も知っていますが、震災後はその方一人一人を見ると、孤独死する必要のない家庭もあったし、隣近所が近かったりしているので、そういう意味からしたら、その人の状態を見たらやっぱり弔慰金が該当したのではないかなと私は思っていますので、その辺は今答弁がありました、その人の病歴を審査委員会で明らかにして、そのことで審査したということになるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 誤解されると困りますが、プライバシーのことでの審査なので、決して単にその方の病歴とか何か既往歴とかいろんなものを外に漏らすなんていうことは絶対ありませんし、そういうことは今までもなかったはずであります。

7番（佐藤八郎君） 放射線被ばくの影響について引き続き検査体制をやっていくという答弁でありましたが、検査自治体数の推移は減っているのかふえているのか。減っているのかのように聞いているので、それをふやしていくための施策をまず伺います。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまの放射線被ばくの検査の部分であります、基本的に甲状腺検査につきましては年齢等々も上がっている部分、村から離れた部分ということもありまして、実際的に人数は減っております。それで、子供たちにつきましては、学校と協力しながらそれぞれ受診、受検等をしておりましたが、その体制もなかなか難しいという部分がありましたので、今後、当然村に戻ったら学校の中で、あるいはそういった機会を設けながら、医療機関と調整をして受診率を上げたいと思っております。

さらに、ホールボディ検査につきましては、やはりこの部分につきましても受検者が減

っているということは現実であります。それで今年の健診ですか、この部分につきまして、南相馬市、あるいは村内で行った受検の際に、移動式のバスに乗せた機械を用いて検査を行って、そういった対象者を受検させていることもあります。

今後ともそういった機会を設けながら、できるだけそういった不安を取り除くような方向に持っていきたいなとは思っております。以上です。

7番（佐藤八郎君） 検査技術も進化されて、いろいろ具体的に受けられる体制が整っているように思うんですが、いつも政府交渉に行って、どうもこの検査をする場所が遠い、特に県外になんか避難した人たちは、子供二人も連れて電車で移動してとかというのは大変だということがあって、逆に受けたい子供を持つ人や18歳以下の人たちが、どういう方法だったら受けられるんだかというのをきちんとつかむ必要があるのではないかと。こちらから、ここの病院がしていたからそこまで行って受けるというやり方ではなくて、この人は近くだったら受けられるのか、今言うように移動してできるものがあれば、近くに移動していけば受けるのか、受けないのか、そういうことも踏まえて一人一人にきちんと寄り添ってやらないと、なかなか。だって世の中全体で放射能被ばくはないし、放射能で病気になることもないんだという政府の号令にしてマスコミ一丸となって宣伝されている社会の中であって、実際しかしながら小児性、甲状腺にしる何にしるどんどんふえているわけですよ、実際ね。だからそういう中であっての検診ですから、やっぱり一人一人にきちんと気持ちというか、思いをつかんで当たってほしいなと思います。

あと、12ページの答弁の中ですが、放射線量の高い山林での山菜とりとかという無用な被ばくをしないという努力が必要だというのであれば、やっぱり村全体の線量分布図を村民にきちんと示さないと、どこが高いんだか低いんだかなんて、色がついているわけでもないしにおいが強いわけでもないの、その辺はきちんと示しながら無用な被ばくはさせないんだというやり方が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） ただいまの線量ですね。森林等の高い部分ということで、昨年度と今年度、一応線量マップということで歩いての線量測定をしまして、これについては宅地、あとはその周辺、農地等も含めて計っている状況もあります。それを見て、森林の中までは入っておりませんのでわからない状況ではありますが、そのような形でそれぞれの地域での今の線量の状況はどうなっているかという部分では、昨年度も各世帯に配布をさせていただいておりますし、今年度もそれに向けて実施しているということでもあります。

一方では、後ほど質問でもお答えすることになっておりますが、今個人積算線量計というものを帰還をした村民の方、希望者の方に貸し出しを行っております。この線量計を持つことによって1時間当たりどの程度線量を受けたかがわかりまして、それを積算していきますと、日、月、年とわかるような線量計がございます。それらを持っていたきまして、まずは帰ってきた方々に普通の生活をしていただいて、あと行動記録なども1週間程度とっていただいた中で、それを読み取りをしたときに、線量ですからいろんな動きをしております。一時高いところがあれば、その行動をどんなふうにしましたかということで相談員の方が聞き取りをしながら、どの場所ですかとかということも聞

きながら、では裏山に行ったときにこの1時間のところがちょっと高かったんですねということで、そういう中で相談業務までやっているということで、個人線量積算計ということで今やっております。そういうものを持っていただいて、どこがやっぱり高いのかという部分もそれぞれが確認してもらおう。あとはその後どんな生活をすればいいんだかというものも考えてもらおうという形でやっているところでございます。無用な被ばくという部分では、今そのような対応をさせていただいているという状況でございます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 全体平面図で色分けで1枚見ればわかるようなものを、南相馬市にしろどこにしろ自治体でつくられているので、そんなの簡単だと思うんですが、冊子をつくって出すほどですからね。だからそういう基準的にこの部分が高いんだというものは示すべきだと思います。

次に移りますが、年間に換算すると5ミリシーベルト程度まで低下しているという2-1の答弁ですが、これは除染基準だと今まで村長も説明しているんですが、これは飯館村はもう生活水準ということになるのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 飯館村は線量が高いから全村避難しなさいとこういうことであつたわけでありまして、まずその線量をできるだけやはり全村的に下げてもらおうということで、一番最初、いわゆる線量の目標は5ミリシーベルトとしたところでありまして、1ミリシーベルトとしたところもありますが、何せ線量は最低限5ミリシーベルト以下には絶対にしてくださいよという話でありまして、ご存じのように5ミリシーベルトというのは、1かな、1マイクロシーベルトです。それから1というのは0.23です。ということになりますと、今大体は1以下になっているのではないかなと、ゼロ台になっているのではないかなという気がしますが、ただ、現実にはテレビなどに見ますと1とか2とかというところがありますから、ホットスポットはまだあると認識しておりまして、何とかこれからそういうところも下げる方法がないのかと、今、一応国のほうは終わったという話をしていますが、ホットスポットはあるよと。あるいはどうしてもなかなかできないのであれば、村のほうにやっぱり除染対策費、いわゆる森林再生事業ということで、交付税なり何なりをよこせないかとかこんな話をしているところであります。いずれにしても、できるだけ低いほうがいいわけでありまして、これからもその努力をやっていきたいとこのように思っております。

7番（佐藤八郎君） 3-1ですが、不燃物2万7,000袋とか先ほど仮々置場から搬出した話がありましたが、中間貯蔵へは仮置場から搬出していいということになったのでしょうか。前の説明では仮置場からは搬出できないとの説明でありましたが、そこが1点と、この2万7,000袋をいつどこを通過して運んだのか、聞いておきます。

村長（菅野典雄君） いわゆるこうして出たところをどういうふう処理するかというのが重要な課題になるということでありまして。できるだけ早急になおフレコンバッグは対処するということですが、今質問ありましたように、本来は仮置場に置くという原則で、その仮置場の準備ができないので、仮々置場にとりあえず各行政区置かせてくれないかという話がスタートであります。ところが現実には大量の、先ほど言いましたように230万

個、250万個という袋でありますので、とても仮々置場から仮置場という話にはならないので、結果的には仮々置場も仮置場の位置づけになってしまったとこういうことでありますので、これからどこに運ぼうとどこに処理しようと、その仮々置場から直接という形になるのではないかなと思っておりますし、今のところそういう形で進めさせていただいて、一番スタートでありました二枚橋・須萱あたり、須萱あたりはかなり少なくなった、二枚橋も幾らかは減っているという状況であります。したがって、これからできるだけ処理を早くする、なくなるようにするというところで、いろいろ今長泥の件なども含めて、村から国のほうに言っているところであります。

基準として、一番最初は各自治体いわゆる5割の率で運ぶという話で、すぐに食いつきました。基本的なところが5割も持っていたのでは、我々のところは何年もかかってしまうよという話であります。やっと次の年に4割になって、今度3割になりました。4割が3割になったということでもあります。つまり、それぞれから運ぶ基本量は非常に少なくして、やっぱり量の多いところとか近いところとかというのをしっかりと運ぶという計画をしないとだめですよという話をして、やっとのところであります。ですから、これも飯館村がずっと言い続けてきたことでもありますから、さらに努力はしていきたいと思っております。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、前に言っていた仮々置場から中間貯蔵へ運ぶのではないという話は、今の説明からすれば、仮置場がないために仮々置場に置いてあるので、そこから運ぶ位置づけも変更になったということで理解しておきますが、時間当たり100マイクロシーベルトを超えている場合は運搬中止をするというこのお話でしたが、このあたりの基準値というか、交渉するという、後で資料をもらえませんか。

最後の質問ですが、他の工事と兼任しているかどうかを本人から聞き取りという話ですが、1つの業者にそれだけの専任技術者なり管理技術者がいれば、幾らでも仕事をとれるんですが、そういう人たちがいないために工事がとれないという実態があると思うんです。その辺を村としては他の工事と兼任しているかどうか聞き取りをしているということで、聞き取りはいいんですが、実態調査はきちんとされているのかどうか。県の事業をやったり、村外の事業だけを見ていたのでは達成しないので、聞き取りのほうの確認がね。そういう意味ではきちんとされているのかどうか。工事ですから、元請けがあって下請けがあってまた下請けがあったり、いろんなことをして、だからその元請けに現場代理人なり主任技術者、管理技術者というのがきちんとあれば、その下請けは何カ所の工事をやっても何ら問題がないとなったり、孫請けもそうやってというふうにはならないと思うんですが、そういう意味では、その辺までの確認を聞き取りの中できちんとできるものかどうかと、実態としてどんなチェック機能を持ってやってきているのかをお聞かせください。

議長（菅野新一君） 佐藤八郎君に申し上げます。残り時間5分前です。

建設課長（高橋祐一君） 専任関係の確認というところでありますが、いろいろ民間のコリンズとか登録機関はあるんですが、そこは登録で実績をとるだけで、なかなか兼務しているという情報をつかむのは難しい状況になっております。基本的に建設業法という部分

での村で発注した工事に関しては、業者に関しても責任を持ってみずから実施してもらおうという形になっておりますので、その辺に関してはやはり聞き取りをしながら本人にも確認をするという方法以外の確認方法というのは、なかなか行政側としては広くはできないのかなと思っております。そういう中で、現在も当然村の中の仕事に関しては確認をしておりますが、なかなか県のほうまでの確認という形にはなっていないという状況であります。

7番（佐藤八郎君） やめようと思ったんですが、私も専門家ではないのでよくわからないので、この県の知らなかったでは済まされない建設業法とか、いろいろとってみますと、村の業者は私個人が会社に訪問して調べるわけにもいかないもので、やっぱり主だった村が発注する業者についてはきちんとのっとして守る体制、それで事故なんか前起きていますが、そういう意味では村のそういう事業発注のマニュアルというか、そういうものをきちんと、副村長は前にそういうものがあるみたいな話もありましたが、よくわかりませんがね。きちんとしないと、今後はだんだん仕事が減って、どんな人たちが入ってきて、孫請け、ひ孫請けするかわかりませんが、いろんな点で問題が起きると。村発注の工事についても、私に北海道の業者から相談があつたりいろいろしているの、一体何をやっているのかなと思ってますので、いろいろやっぱり決められた建設業法にのっとして、審査マニュアルをもって管理をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩いたします。再開は13時10分といたします。

（午前 11時53分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時10分）

議長（菅野新一君） 2番 長正利一君。

2番（長正利一君） これから質問をさせていただきます。

2番、質問させていただきます。今回の議員の改選に当たって、私も村にかける期待を非常に強く感じまして、60年間住んできた飯館村が一瞬にしてあのような災害によって村がばらばらになってしまったと、その思いの中で間もなく7年目を迎えようとしておりますが、本当にこの月日の経つ早さ、自分ながらにして驚いています。月日の経つのはよろしいんですが、やはり自分の今まで飯館村とともに血と汗を流してきた、私は元農協におりましたが、この組合員の方が避難を余儀なくされて、本当にこの辺から去ってしまったというのが数多くある。私はそういう中で、今まで体験したことのない災害でございますから、本当に後戻りはできない、前進あるのみだということで、一般の村民の形ではそのような形でおりましたが、やはり前を向いた際に、今年の3月30日で避難解除をされて、本当にこれから多くの村民が戻ってきて、先人たちがつくり上げた、一朝一夕に飯館村がこのようになったわけではありませんので、そのような飯館村を一日でも早く再生していかないと、平成の合併には飯館村はしなくても大丈夫だと、そう

やって夢のある飯館村をつくってきた際に、この特別な災害によって失うことは自分としては情けないという思いから、今回、議員としてバッジをつけさせていただきました。1年生議員として、ではこれから何を行政に訴えてやればいいんだということで、きょうの日を迎えるまで本当に長い日々でございました。自分で整理をして、これから与えられた時間を素人ながらの質問をしますが、できるだけわかるような、長正がこのような質問をしているんだなという拡大を含めて、ご答弁をいただければ幸いです。これからの4年間、本当に大変な4年間だと自分では思っていますので、前向きにひとつご回答いただきたいと思います。

私はこの帰村について、大きな期待を持って多くの人がこの飯館村に戻ってくるであろうという確信を持っていましたが、いかんせん除染はしたものの、実際我々住民からすれば、本当にこれが除染して戻れる状況なのかと、安心して若い子供たちが、これから飯館村を救おうとする、担っていこうとする世代が戻ってきて、あの学校である元気な声が聞こえないと、いかななものかなと感じています。そうした中で、直近で飯館村にまずどれぐらいの帰村者がいるのかなと。そして、その男女別はどうなのかなと、年齢はどうなのかなということで、私は本当に戻ってきているのは高齢者、元気な高齢者が主ではなからうかと思っています。そういうふうな状況も踏まえて、まず1点はそういう年齢も含めてお願いしたいと思います。

帰村の現状について、後からご回答いただくわけですが、この数字に対して当初から村は想定をして、想定内の範囲なのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。これから6,200人ぐらい、震災前の数字が出ていますが、これから先、この帰村人口をどのようにふやしていくのか。そしてもとの飯館村に、活気ある飯館村に近づけようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

あと、高齢者が戻ってきている中で、元気な高齢者が戻ってはきたものの、働く仕事がない、やることがないと。何か提案してくれないかなという声があります。後からも質問しますが、やはり一朝一夕に農業とか営農再開は難しいと思いますが、この救いの手が、やはり農地保全も含めたそのような労働を売ってある程度の対価を得るような、そういう仕事はないのかと。あともう一つ、帰村はしているが、毎日テレビを見てそこら辺の散歩をしたぐらいでは退屈だと。元気な高齢者をつくるためには運動をして、そして医療費のかからない元気な高齢者をつかっていくような村づくりも必要であると。そのために皆期待しているのが、あの土取り場も含めてそこにパークゴルフ場ができるということを耳にしていると。そういう憩いの場をいち早くつくって、高齢者が元気の出るような村づくりの一端を担ってくれないかなという声もあります。そういう点でひとつ帰村についてお伺いしたいと思っております。

2番目として、今度は除染でございます。私も農協を退職して振興公社にお世話になって、一日でも早く農業再開、営農再開も含めて地力回復作業に携わってきました。地権者との窓口にもなって、環境省との窓口になって、やはりもとの農地にさせていただきたいという観点から、そのような仕事を2年間させていただきましたが、この除染に対して、地力回復も含めて宅地周り、農地、山林もありますが、その状況についてお聞かせ

願いたいと思います。

また、この除染でございますが、地権者との連絡がとれず、そういう未除染の案件はあるのかどうか。あるとすれば、基本的に除染はやっていただかないとこれは困る。なぜかという、特に隣、やった人に迷惑をかけてしまう。やはりそういう危険なものについては一日でも早く同意が得られて100%やっていただくようなお願いは強く求めたいと思います。

あと他の議員のほうから質問もありますが、飯館村の75%が森林でございまして、そういう森林対策をしないで完全に除染が終わったとは言い難いのではないかと思います。森林も含めて、里山もそうでございまして、やはり我々のこの緑豊かな飯館村、これを売り物にして美しい村づくりをやってきたと思います。飯館村に住んで、基本的に四季折々の山菜、キノコ、そういうものを食しながら我々は飯館で何ら疑問もなく生活してきましたが、この震災以来、山のもの、キノコ、山菜を食べることができない。これでは我々は今までのこの自然の中で生きてきた楽しみが奪われているというのが現状であります。いち早く75%を含めた除染対策は必要だと思っています。30年待てば大体半減する、終わる、いろいろあると思いますが、そのような言葉ではいかなものかと思えますので、そういう山林除染も含めてお願いしたいと思います。

あと何かで見ましたが、村内に140カ所あるため池について、農業再生、営農再生も含めてこれは本当にぜひとも除染をやっていただかないと、これからの再生はあり得ないのではないかと考えています。なぜなら、約2,000町歩を超える農地があって、その半分が水田で今までやってきたと。影響はない、影響はないと言いますが、最近の報道によりますと、1キロ当たり8,000ベクレルを超すこの土壌の除染ですね。これを副大臣は必要であるということを経済界に報道されておりました。浜通りと中通りで3,000カ所そういうため池があって、その8,000ベクレルを超える部分については約1,000カ所あるそうです。そういう観点から、その3,000カ所の中に飯館のその140が入って、その1,000カ所に飯館のそういう8,000ベクレルを超すようなため池等があるのか、ないのか。そういう点も含めて、そういうため池、さらには河川の除染等も早急にしなければいけないと思います。やはり飯館村は除染が一丁目一番地でございますから、これをぜひお願いしたいと思っています。

あと、除染の最後でございまして、この畦畔やのり面の除染の方法については表土剥離はしていません。堆積物除去ということで、そういうごみだけの収集をしたと思いますが、今イノシシ災害、サル等の災害がありますが、我が部落については、せっかくあれだけ復興組合で頑張ってきたのに、一晩にしてサル、イノシシが畦畔とかのり面を耕している光景というのはあらわでございまして。そうした原因を考えてみますと、やはりこの放置した草が日にちがたてば、今度はミミズ、虫等が出てきて、イノシシもそれが習性としてわかって活動すると思いますが、そういう野焼きを放置してはやはり畦畔も弱くなりますので、そういう対策はぜひ取り組んでいただくべきだと私は今回提案しております。

あと、営農再生取り組み支援についてでございますが、やはり飯館村については農業を

度外視してのこれからの産業は考えられにくいと思います。一日でも早く農業が再開できるように、まず高齢化、さらには後継者不足によって、遊休地、さらには荒廃地が多分に出てきています。そうした対策を、やはり行政区を上げて今復興組合で取り組んでいます、真剣に行政としてそういう各行政とタイアップをしていただければと思っています。

そこに問題がありまして、この除染作業によって、特に農地について申し上げますが、農地については各部落で業者によって大変上手な除染作業をしたところと、どうでもいいような、もうあしたにでもこの除染から撤去しようとする業者もありましたが、そういう差が非常に大きくあって、まず水田についてはこれが田んぼなのかと、高低差が20センチあって、ただちに水稻作付できるのかというのが往々にしてあります。あとは覆土によっての客土、私も農家ですが、今まで農地に石があればその都度拾って、できるだけ機械に支障がないようにとやっているのが普通の農家でございます。それがこの除染によって、ある程度の網目をくぐれば、それは覆土でオーケーなんだよという、いけいけどんどんの中でやってきた関係もあって、石等が非常に多いと。それで機械の故障も多いということが多く出ていますので、そういう点も含めてやはり改善をしないといけないと思います。

あと大型化によって、今度は暗渠の話をする。これが雨が降ってもいつまでも水が抜けない等々の諸問題がありますので、こういう営農再生に向けて、いち早く村としての支援策を講じていただいて、それを幅広く村民に伝えるような方策を講じて、それで全員で取り組んでいく。これから自分で管理できないものは、当然これは組合なり、誰かにお願いするしかございませんが、やっぱりこの条件整備をきちんとしてできるような支援対策が必要ではないかということでお伺いしております。

あと、村の基幹産業でありました農業であります水稻、畜産、花卉等の栽培の再生に向けて、これから飯舘村としてどのような農業のビジョンを描いているのか、お聞かせいただきたいと思います。

私は要望が結構ありますのでちょっと要点だけにしますが、あとは今復興組合を通じて長泥を除くほとんどの行政区が復興再生への営農再生支援事業の中で、上積み3万5,000円までの事業を利用して、草刈りとか耕うんとかという事業をやって何とかこの景観を守ろうとしています。こういう事業は、一つについてはやっぱり農業再開に向けてと、やはり地元の帰村した方々も含めて、その作業をして収入を得るというのも大きな役割を担っていますので、この3万5,000円がいつまであるかわかりませんが、こういう支援もある程度続けていただくような取り組みも必要ではないかということをお願いしたいなということでもあります。

あと4番目として、健全な財政運営についてお願いしております。今年度を含めて過去最大規模の予算を組んだと、復興予算が大半を占めるわけでございますが、そうした中で、帰村者が今の現状では多分1%ぐらいの数字であって、来年4月から学校再開をしますが、そういう状況の中で、今後飯舘村がどのような村づくりをして、健全な行政、そして住民サービスをしようとしているのか、お伺いしたいと思っています。

今はそういうふうに「陽はまた昇る支援」とか復興支援はいろいろありますが、やはり人口が減った場合に、建物は建てたが、それにかかわる以降の経費、費用等でございますが、そういう試算も慎重にさせていただく必要はあろうかと思っております。やはり元気な若い子供、そして青年が飯舘村で頑張っており、学校にしろグラウンドにしろ、相当整備されるわけでございますから、そのような飯舘村に夢を託すために、今後安定的な財政運営ができるのか、そのお話をいただきたいと思っております。

関係するかもしれませんが、この人口減少によって村民への影響で一番危惧しているのは、帰村している方に負担がのしかかってくるのではないかという声が出ています。そういう点も、もし払拭する要素があればそれを前に出していただいて、やっぱり飯舘村で、この生まれたところで一生を終えるんだというような提言をしていただければということで、影響についてお伺いしたいと思っております。

最後になりますが、今度は学校問題。これも期待度が大変大きいわけでございます。相当のお金をかけていて、全国でも多分そうはないと思っております、でき上がれば。そうしたところで勉強できる子供にとっては最高だと。その芽を摘んではいけません。我々はそういう将来の宝となる子供たちをやっぱり安心して飯舘村で教育を受けていただくような村づくりをしていただきたいと思っております。学校の進捗状況が本当に不自由なくその施設も含めて4月に再開できるのかどうか、お伺いしたいと思っております。

あと、再開に向けての就学人数をお伺いしていますが、そんなことで、大体来年度入学する生徒、園児については固定かと思っておりますが、できるだけやはり飯舘村のこの場で通っていただくような施策を講じていただきたいということで、お伺いしたいと思っております。

あと、一番父兄が危惧している部分がございます。今までは川俣町を拠点として通っていただきましたが、今度はそこから30分ぐらい飯舘に時間的にはかかるかと思っております。そうした中で、やはり児童、園児が朝早く、または帰り遅くということになった場合に、当然勉強には支障が出てくるという感じもしますが、この通学時間が長くなる方策等を村のほうでは考えているということでございますので、そういうお話をわかるようお願いしたいと思っております。あとそれに携わるバスの運転手、さらには助手の方にてございますが、早く児童を迎えに行くためにはさらに4時起き、5時起きになろうかと思っておりますが、そういうふうに朝は早く、夜は飯舘の車庫に入れて8時、9時になったときに、そういう人がなかなかいない中での労務管理的なことはうまくいくのかどうか、お聞かせ願いたいと思っております。

あとはこの学生が減った、生徒が減ったことによって、やはり中学校といえればいろいろな部活をしたいというのが、私もそうでしたが、その思いは変わらないと思っております。少人数になったために野球もできない、バレーもできない、部活の面では飯舘の生徒については本当に申しわけないなという部分が出てくるかと思っておりますが、もしもそういう部活をやろうとしたときに、十二分な活動時間が確保できるのか。送迎との関係があるでしょうし、そういうことでお聞かせ願いたいと思っております。

最後になりますが、この相馬農業飯舘校についてはいろいろ報じられている部分がございますが、今明成高校の一角を借りてサテライトでやっている。全校生徒に占める飯

館出身者が本当に少ないという状況で、生徒の来年度からの募集は停止をしているというところでございますが、今後新聞で報じられている部分について、やはり高校は地元にあるのとないのでは私もそれは大きく違うと思います。しかしながら、県立でいけば何ら村の財政的な負担は少なくというか、ないと思いますが、村立にした場合には、新聞で報道されているように、いろいろな面で制約は受けませんが、財政的な面で大変になってくるのかなど。そうした観点から、来年の5月ごろなのかな、ちょっと最終的な判断を出さないと間に合わないような話がありますが、村立にしる県立にしる、やはり慎重に判断をいただくためにも、その運営委員、検討委員ですか、それに携わっている方が多分にして飯館の方が、住民の方がいるかいないかわかりませんが、やはりそういう大きな声を聞いてつくれば、後々の問題もありますので、そういう点も含めての今後の考えについてお聞かせいただければと思います。

ちょっと一方的というか、質問事項が多くて理解に苦しむところがあるかと思いますが、臨機応変にひとつわかりやすくご回答いただきたいと思います。よろしく願います。

村長（菅野典雄君） 2番 長正利一議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお話ししましたが、多岐にわたっておりますので、一部答弁させていただいた後、担当のほうからお話をさせていただきたいと思います。

まず帰村についてのご質問です。

帰村状況ですが、12月1日現在で244世帯、505人となっております。男女別では、男性が264人、女性が241人であります。年代別では、最も多いのが60代ということで全体の31%、ついで70代が23%、80代が18%と、60歳以上の帰還者が全体としては77%ということでありますから、年配の方が戻られているというのはまさにそのとおりでございます。

なお、この数字につきましては、避難先住所を村に変更する手続を済ませた方ということでありますので、手続をしないまま村の中に住んでいらっしゃる方も何人か、かなりいるのではないかと考えております。

それから帰村の状況についての判断ですが、数値の大小につきましては、やはりまだまだ帰村というのは少ないと言わざるを得ないと思っています。6,000人の人口で500人でございますから。ただ、6年間という長い期間を避難先で過ごしたことによって、一気に村内に解除になったから戻れという話はなかなかやっぱり難しいだろうなど。それから災害救助法によって仮設住宅や借り上げ住宅の使用期間が平成31年3月までありますので、今急ぐ必要はないだろうと考えている人もいるだろうし、あるいは放射線の不安に対する考え方というのは個人個人でありますので、やはり心配だという方は戻らないという、いろいろな人それぞれ戻れない要因はあるだろうなどと思っています。避難指示解除からまだそう日にちも経っていませんので、これから状況を見定めなければならないなどと思っておりますが、ただ、村としては余り何人帰った、あるいはいついつまで何人となりますと、非常に避難をされている方なり、あるいは他の市町村に住居を構えている方に対して、決していい状況ではないのではないかと考えていますから、我々は一生懸

命帰っていただける環境づくりをして、それぞれの判断にお任せして、一人でも多く帰っていただけるように努力だけはすると、こんな形で村としては行きたいと思っているところでもあります。

それから帰村人口増加に向けてどのような取り組みをするのかであります。帰村人口を無理にふやそうとは、今お話ししましたように考えていないと。なぜならば、原発事故でほかの災害とは全く違って、それぞれ考え方、感じ方が違うと。普通ですと目に見えますから、大体その考え方が違っても90度ぐらいの幅でということなのですが、放射能だけはまさに180度、百人百様ということでもありますので、したがって、村に戻る、戻らないというのは村民一人一人の考えに委ねたいと思っているところでもあります。

しかし、村としては、戻りたいと思う村民に対してはできるだけ戻りやすい環境を整えることが行政の最大の役割であると考えておりますので、今後もしっかり取り組んでいくつもりでございます。

また、今後の村づくりで大切なことは、移住・定住・交流などの取り組みによって、村外から村に住んでもらえるような新しい村づくりについて、支援のいわゆるパッケージといいますか、方策をこれから含めて検討していきたいと思っております。住宅のこと、雇用のこと、あるいは子育て支援などなど、いろいろな角度から他から住んでもらうというのも、平成30年度の予算の中で考えていきたいと思っております。

次に、「帰村した元気高齢者に働く場の提供・憩いの場の確保」についてはどうなんだという質問でございます。

村としては、帰村した高齢者の生活再建、生きがい再生のために、いわゆる手仕事といえますか、何か生きがいが必要であるとは真剣に考えておるところであります。そのため、農業分野では今年度から新たに、前にもお話ししました「生きがい再生支援事業」というものをつくって、自家農園であったり、あるいは花を植えて楽しむということで、経費の50%の補助率で上限50万円という補助事業を実施しておるところであります。

生産物については、少量でも販売したい、他の人に食べてほしいという方は、随時モニタリング検査をパスすれば道の駅などに野菜直売コーナーでご紹介するという形でありますし、官民合同チームとのことで、その販路などもいろいろ考えていこうというところでございます。

12月上旬の段階で、までい館の野菜直売コーナーへの出品者は12件でありますし、先ほども話しましたが、販路開拓に至った方は3件ということでもあります。

林業分野では、新たに「森林山村多面的機能発揮対策事業」の取り組みとして、今年度はモデル的に深谷地区の帰村者10名で、村民の森あいの沢において、週2回の回数で遊歩道の清掃とか、枝打ち、チップまきなどを実施してきたところでございます。参加者からは、「もっと活動回数をふやしてほしい」、「遊歩道周辺にはモミジやアジサイを植えて見ばえをよくしたら」とか、「炭焼き釜を保存したい」など、非常に前向きかつ積極的なご意見をいただいております。里山再生を目的とした手仕事づくりが帰村者の生きがい再生につながってきているものと考えているところでございます。

以上の取り組みについては、来年度もより多くの方に参加いただけるよう準備を進めて

行きたいと考えておりますし、そのほか、これから道の駅の周りにハウスなどを今建てておりますので、そういうところでも仕事ができるのではないかと考えているところがあります。

そういう手仕事もさることながら、やっぱり憩いの場も当然必要であるでしょうから、十数年前から村議会議員OBの方々が、大火山のツツジ群生を整備しておりまして、村内外の方々に鑑賞してもらいたいということで、下刈りとか支障木伐採、あるいは剪定作業などを実施しているところでございます。二、三年前から5月の満開時には結構多くの人たちが訪れておりますので、村の新たな憩いの場になりつつあるのではないかとということで、入り口に看板などもこれから立てなければならぬと思っているところがあります。

ご質問のパークゴルフの整備であります。パークゴルフ場の整備予定箇所をセンター地区の除染土取り場跡地ということで、現在、測量設計をやらせていただいております。平成30年度に造成工事などを行いまして、平成31年度に芝張り工事、管理棟建設を実施し、芝の養生状況を見ながらではあります。秋ごろにはオープンできるのではないかと一応見込んでおりますが、いろんな事情、あるいは天候の事情などによっては少しおくれる、あるいは年を越すということも考えられるのかなと思っていますところがあります。

質問3の営農再生・取り組み・支援の4点についてご質問にお答えさせていただきます。関連がございますので、一括ということでお答えさせていただきます。

1点目の荒廃農地の増加防止策であります。現在、福島県営農再開支援事業を使いまして、村内19地区で設立されました農業復興組合に除染後の農地の保全管理を精力的に進めていただいているということであります。あわせて、5年後を目途とした行政区ごとの作付再開計画の検討に入っております。作付再開のために再整備が必要な農業基盤の選定などを今進めているところであります。

これにより、集落単位で個々の農家や集落で管理できない農地が明確になりますので、これらの農地については、村振興公社による保全管理や作付などをできないものかと考えており、随時具体的に検討していきたいと考えてもいるところがあります。

2つ目の農業再開に向けての諸問題の解決策であります。福島県営農再開支援事業の中で、農業復興組合による取り組みとは別枠で、必要に応じて作付予定地の深耕、反転耕、石取り、均平化、あるいは代掻き、畦畔修復などを実施しているところであります。

また、同事業を活用して、作付再開地にはイノシシ・サル被害対策用の電気牧柵やワイヤーメッシュ柵等の設置も逐次実施しているところでございます。

また、土づくり対策として、堆肥については10アール当たり1トンを村で無償で導入するほか、作付に応じて土壌分析と施肥設計を実施し、県や民間事業者と連携して栽培指導を行っているところであります。

なお、事業量としては大きな予算が必要な暗渠排水とか用排水路、ため池等の改修・新設などについては、行政区ごとの作付再開計画に基づいた上で、国の福島再生加速化交付金事業の農業基盤整備促進事業等を利用して、計画的に実施していくしかないのでは

ないかと思っているところでもあります。

3点目の営農再開に向けての支援対策であります。現在村では「飯館村営農再開ビジョン」によって、村内での「農」への携わり方として、ステップ1「農地を守る」、ステップ2として「生きがい農業」を進める、ステップ3としてさらにその上で「なりわい農業」を進める、ステップ4としてそういうこともさることながら、「新たな農業」もやっぱりやっていかなければならないのではないかというような支援策の展開をしていこうとしているところでもあります。ステップ3の「なりわい農業」は販売を目的とした農業であり、村の産業再生として必要不可欠な取り組みですので、手厚く支援をしていきたいと思っております。

具体的な支援として、ハード事業としては、県直接補助事業の福島県原子力被災12市町村農業者支援事業と村単独補助事業の飯館村営農復興支援事業に5%を合わせて80%の補助事業のほか、あるいは国の福島再生加速化交付金事業である被災地域農業復興総合支援事業による実質100%の補助という事業も実施しているところでございます。

また、ソフト事業としては、福島県営農再開支援事業による新たな農業取り組みに対する50%補助事業のほか、堆肥や獣害対策用牧柵の無償導入、県や民間事業者と連携しての栽培指導、あるいはJAや官民合同チーム等と連携して販路開拓などを実施しているところでもあります。

いずれにせよ、「作付を再開したい」という強い意志がある方に対しては、十分なヒアリングを重ねさせていただいた上で、最大限の支援策を実施していきたいと思っております。

4点目の福島県営農再開支援事業の事業継続の見込みであります。現在2回目の延長期間の終期が平成30年度ということになって、それを間もなく迎えようとしているわけであり。農林水産省において、平成32年度までの延長を予算要求しているとお聞きしておりますので、確定し次第、行政区や農業復興組合にもおつなぎしていきたいと思っております。これはいわゆる反3万5,000円という事業でございます。大変それによって今とりあえず避難中もある程度田んぼ、畑の管理ができたということでもありますから、これも重要な事業ではないかなと認識をして、これからも業務は続けていきたいと思っております。

他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えさせていただきます。以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは質問2の「除染について」の5点について、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、1点目の「除染の進捗状況」でございますが、除染同意をいただいた除染対象エリアとなる宅地、建物、農地、道路とそこに隣接する林縁部から20メートルの範囲の森林、また、地力回復工事については、本年11月末に全て完了をしたと環境省から報告を受けております。

次に、2点目の「除染未同意」であります。現在、未同意件数は5件でありまして、理由としては、除染そのものの拒否が大半であります。また、未同意の地目は、宅地、農地、森林などであり、村としては、除染をしないことにより周囲の方々に迷惑がかか

ることも考えられますので、国と連携して早期に未同意解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「森林除染や里山周辺除染等の見通し」であります。里山を含む森林については、林縁部から20メートルが環境省による除染の対象範囲となっておりますが、村としては、人がより頻繁に出入りする場所の近縁については丁寧に除染をするよう申し入れをしてきたところでございます。

また、平成26年7月24日付の復興大臣、農林水産大臣宛ての「復興にかかる要望書」において、「地元主導による里山再生の取り組みのための補助制度の創設」を要望しておりましたが、今年度から、村民の森あいの沢において、復興庁、環境省、林野庁による「里山再生モデル事業」の実施に至っているところでございます。また、この中で、環境省は遊歩道や広場など、人が立ち寄ることが想定される箇所については、追加的に堆積物や土壌の除去を実施しているところでございます。村としては、この事業により、里山の再生を図るための知見、手法が整理され、地元主導による里山再生の取り組みにつながることを期待しているところでございます。

また一方、これまで村が独自の計画で、里山等において除染や森林再生ができる「里山再生交付金制度」の確立を要望しておりますので、今後も継続して国、県に強く求めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の「ため池等の汚染対策」についてであります。営農再開・農業復興の観点から、受益地が営農を再開しているか、営農を再開する見込みのある地域等であり、ため池に堆積している高い濃度の放射性物質により、利用や維持管理に支障を来す恐れがある場合は、福島再生加速化交付金事業により、「ため池底質除去等の放射性物質対策」に取り組むことができることになっております。

また、この取り組みは環境省による除染とは異なり、農林水産省の予算を活用して村が実施する事業ではありますが、除去した土壌については環境省に引き継ぐこととなっております。

また、同じ交付金事業の中の「営農再開水利施設等保全事業」により、用排水路の土砂上げや草刈り等を実施できるため、現在、二枚橋・須萱、関根・松塚、深谷地区においてモデル的に実施しているところです。

なお、いずれの事業を実施するに当たっても、営農を再開する見込みのある地域等を明確にする必要があることから、現在、行政区ごとの作付再開計画の策定に向けて、鋭意話し合いを進めているところでございます。

次に、5点目の「野焼き」についてであります。平成13年に改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」いわゆる廃掃法に基づき、震災前から原則として廃棄物の野焼きは禁止されているところでございますが、全域が避難区域であった村においては、特に大規模な火災につながることを防止するために、一切の野焼きを自粛するよう、県から要請されているところでございます。

しかしながら、一方で「廃掃法」においては、原発事故以前から「風俗習慣上等の行事を行うために必要な廃棄物の焼却」や「農林漁業を営むためにやむを得ないものとして

行われる廃棄物の焼却」、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」などについては、例外として認められているところでございます。

このため村では、昨年12月8日に「避難指示解除後の野焼きの再開」について国・県に要請し、今年度、農研機構、県農業総合センター、日本原子力研究開発機構が、村内でサンプリングした雑草、土壌を用いて試験燃焼、試験栽培等の研究を実施しております。

村としては、農研機構等からは、栽培品目に影響を及ぼさない野焼きの実施可能期間など、前向きな研究成果が示されるものと期待しているところでありますが、来春は大規模な火災を予防する上でも、除草剤による大型雑草の駆除を進めつつ、野焼きの再開時期等を検討することになるものと考えております。

私からは以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは4点目の「健全な財政運営について」お答えいたします。

地方交付税算定に係る基礎数値のうち、人口については、5年に1度行われます国勢調査人口を用いて算定がされます。

平成28年度から平成32年度までの基礎数値については、本来、平成27年の国勢調査人口で計算することになりますが、全村避難ということもあって、今回の国勢調査人口は、村の人口は41人ということになります。現在住んでいる人だけということになります。

全村避難ということもあって、被災地特例措置という特別な措置がありまして、平成22年度の国勢調査人口が6,209人だったんですが、この数値を基準に向こう5年間の人口の積算の数値は平成22年9月末から平成27年9月末までの住民基本台帳人口の減少率をかけて算出した人数を基礎数値にするということになってございまして、この数字は5,890人ということになります。これで平成32年度までの5年間、交付税の基礎数値として算定がされます。これによりまして、ほぼ震災前のおよそ9割の交付税が経過措置として交付されることになっております。

なお、平成33年度以降の地方交付税についても、国では、福島県の場合は原発事故による災害という特異性がありますので、その平成32年以降も弾力的に地方交付税については算定するような方向で検討してまいりますという話は受けておりますが、確定したものではございません。平成33年度以降の人口については、村民の住民意向アンケートを参考に試算しますと、大体2,400人程度となります。したがって、弾力的な運用がストップした場合、普通交付税額としては約3億円ぐらいは減収になるのではないかなと見込んでおります。

また、村税については、震災前の平成22年度のときは、大体5億2,000万円ぐら이의村税の収入でありました。現在のところ、減収分は震災復興特別交付税という特別な交付税がございまして、それにより減収分の補填をされているということでもあります。

震災復興特別交付税、今の暫定処置がなくなったとしますと、村税の額は3億9,000万円ぐらい、4億円ぐらいとなって、1億二、三千万円は減収になる見込みをしております。

いずれにいたしましても、地方交付税制度や国県補助事業などまだまだ不透明な部分が

多々ありますので、村も今までも積極的な行財政の改革、見直しなどを実施しながら県下でも本当に有数の健全財政の自治体になっています。いろいろ創意工夫をしながら健全財政に努めてきておりますので、今後もその考えに変わりはないということであります。

については、行政サービスの低下につながらないように財源の確保に努めますが、一方で、何でも村で、行政でできるものではありません。したがって、村民の皆さんにもお願いする部分もありますし、あるいは地域の皆さんにもお願いすることもありますし、どうしても個人や地域でできないものについては、村のほうで行政サービスとしてやっていくというスタンスでこれからも行政に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。私からは以上です。

総務課長（愛澤伸一君） 私からはご質問の5番目、「人口減少による村民への影響について」のご質問にお答えいたします。

まず、税の負担増についてのご質問ですが、税金の算定は定められた算定方法によりまして税等の額が確定されてくるということでございますので、人口が減ったことによって一人当たりの負担が大幅にふえるというものではありません。現在、村では住民税、国民健康保険税、介護保険料について、一部高額所得者を除き減免しているほか、軽自動車税、固定資産税等を減免しております。固定資産税を除き、平成30年3月には減免が終了するのではないかと報道も一部されているところでございます。税や医療費の減免はいつまでも続くものではありませんので、それぞれ身の丈に合った生活をすることも必要かと思われまます。

次に、行政サービスの低下の件ですが、今後人口の減少に伴って予算が減少していくことが予想されますので、行財政運営は厳しいものになることは間違いありません。できるだけ住民サービスの低下にならないよう努めますが、何でも行政ができるものではありませんので「自助、共助、公助」の精神をモットーに行財政運営に努めてまいります。

次に、地区作業等の増加の心配でございますが、今年度まで国の補助金によりまして業者に委託して行っていた道路の草刈り等につきましても、来年度は国の補助事業が終了の見込みであります。したがって、来年度は村、もしくは地域住民の共同作業により、道路の草刈り等を行っていただく必要が出てまいりました。現在、各行政区に対しまして、行政区が請け負える範囲でご協力をお願いしているところであります。

なお、共同作業により草刈り等を実施した場合には、別の補助制度であります「住民参加型・地域の課題解決加速事業」により、補助金が交付される見込みです。

以上のように、今後、村及び村民の負担は確かにふえてまいります。いつまでも国や県任せというわけにもまいりませんので、今後、村・村民が共同で行う作業について、ご理解をお願い申し上げます。

教育長（中井田 榮君） 私からは、最後のご質問の6点目の学校・教育関係のご質問について、6-1から6-4まで関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

まず1点目の学校再開に係る工事の進捗ですが、地盤改良工事の増加及び8月の長雨の影響もあり、予定より1週間から2週間程度のおくれが生じているところでございます。

内容であります。第1工区はご承知のとおり中学校の校舎、小学生用の体育館、給食センターであります。食育プラザにつきましては、52%の進捗率であり、第2工区は中学校体育館、認定こども園、プール等につきましては39.3%の工事進捗率でございます。

いずれも、平成30年4月の開校には支障のないように工事を進めてまいります。

次に、2点目の就学予定人数ですが、諸般の報告でも申し上げましたように、村内での学校再開に当たっての就学意向調査の結果、来年度、村の認定こども園、小学校、中学校に通うとした児童生徒数は90名となっております。これは10月に最終意向調査として中学2年生以下の全児童生徒420世帯・742名に対し記名式の調査を行った結果をまとめたものでございます。

今回の調査は、来年度の教育課程編製の資料とするため「迷っている」という回答をなくした形で行い、特に現在村の学校に通っている児童生徒については、全員に回答をいただいたところでございます。

「村の学校に通う」と回答された方は、8月に行った際の52名から大幅にふえることになったわけですが、スクールバスなどの通学手段の確保や一人一人の子供に寄り添う少人数教育のよさ、学用品や給食などの無償化、学校等周辺施設の充実など、村が進めている総合的な教育環境づくりを評価していただいた結果と捉えております。今後魅力ある教育を進めるため、教育内容の充実に努めてまいります。

次に、3点目の通学時間の短縮のためのスクールバスの見直しについてお答えいたします。現在、村のスクールバスは、直営が8台、民間委託が1台で、各方部から路線ごとに子供を乗せて、中学校、幼稚園、小学校と停車しながら運んでおります。村内で学校が再開した場合、運行距離が長くなりますので、路線ごとのバス停を減らして運行時間の短縮を図りたいと考えております。そのためには、大型バスは更新時にマイクロバスに切り替えるとともに、民間のジャンボタクシーやワンボックスなど、小回りが利く車で避難先からダイレクトに村の学校に運ぶことで、乗車時間の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、送迎に従事する職員の労務管理についてであります。運行時間の短縮や学校での日課の調整などにより、安全に運行できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の生徒の部活動についてのご質問であります。ご質問のように生徒数の減少により人数を要するチーム競技は難しくなっております。このため、飯館中学校では本年2学期から野球、吹奏楽の部活動を廃止しております。また、来年度からはバドミントン1種目のみに絞って行うことを決定しているところでございます。

なお、人数が減りましても、放課後や休日の部活バス、放課後塾のバスにつきましては従来と変わらずきめ細やかな運行に努めてまいります。

次に、相農飯館校についてのご質問についてお答えいたします。

県は、平成30年度の県立高校入学者募集に当たり、相馬農業高校飯館校の募集を行わないことといたしました。相馬農業高校飯館校につきましては、東日本大震災以降、福島市の明成高校敷地内に仮設校舎を建て、サテライト校による運営を行ってまいりました。今年度は、相双地区の他の高校が統合再編あるいは単独での再開を図る中、サテライト

校として唯一残った飯館校の運営については、県として議論がされてきたところがございます。

相農飯館校の入学者は、震災以降減少傾向が顕著となり、平成28年度の入学者は14名、内、飯館中の卒業生は2名でございます。平成29年度の入学者は13名、その内、飯館中の卒業生はゼロ名となっております。こうした状況から、飯館村に単純に戻すことは出来ないとの判断から、県は今回募集停止の決定に踏み切ったものと思われま

す。しかしながら、相農飯館校は、昭和24年に当時大館村の要望により相馬農業高校大館分校として設立し、その後は学科の改編や校名の変更など、県立ながら飯館村の高校として位置づけ、村としてもさまざまな支援を行ってまいりました。また、避難解除となり、飯館村が再生を果たす中にあるのは、若者の定住や人材育成の面からもその役割はますます重要になるものと考えております。このため、飯館校の募集停止に当たり、県において今後の飯館校のあり方を検討する協議会が設置され、国・県とともに村も一緒になって検討を進めることになった次第でございます。

また、この協議会に提案を行うため、村においても先日「相農飯館校の再生を考える会」を設置したところでございます。

議員のご質問にありましたように、一部報道では村立化にも触れられておりますが、村としては、運営経費や財政的見通しが不透明な状況にありますので、村立化については明言しておりません。県立・村立いずれであるにしろ、学生や保護者に望まれる高校となるよう魅力化を図ることが絶対的条件になるものと思われま

す。全国の事例を見ますと、道立や県立から市町村立にして、学科を工芸や美術・料理・農業などに特化することによって、魅力を発信し再生を果たした高校の事例もあるので、今後協議を重ねながら、よりよい結論を導き出したいと考えております。

以上で終わります。

2番（長正利一君） 残り時間あと11分となりましたが、初めての質問で大分項目を上げて、本当に時間が十二分とまでいきませんので、今後4年間、これらの関連性も含めて、再質問も含めてやりますが、再度確認をお願いしますが、先ほど村長から帰村に向けて、百人百様だから特別際立ったあれはしないというご回答を受けましたが、やはり私が一番危惧しているのは、副村長から試算もありましたが、6,200人の人口が、では村を存続させるためにどれぐらいの人数であって何とか生き残りをかけられるのか。そしてこれぐらいの、例えば見通しのつかない交付税関係等で減額された分、これから村として何を削減してこの健全な財政に当たるのかということ、私は素人ながら危惧しております。

いずれにしても、やはり飯館村には人口というものが重要だと。そして、これから生き残りをかけるためにも、そう時間を置かないで、この回答をいただいて、前向きに検討していくということで大変力強い回答をいただいておりますので、ぜひ一日でも早くその実現に向けた取り組みを最後をお願いして、ひとつこれからの飯館の復興再生のために、村長初め役場職員の方々に全力で取り組んでいただきたいと、私も一議員ながらそのような願いを思っており、取り組みますので、これからの飯館村に明るいとしびを与えて

いただきたいと要望しまして、8分残しましたが、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） 1番 佐藤健太君。

1番（佐藤健太君） 議席番号1番、佐藤健太でございます。

平成29年12月の定例会に当たり、一般質問を行うものであります。

本村は、長泥行政区を除いた避難指示が解除となって早9カ月が過ぎようとしておりますが、恐らくここからの二、三年が、今後長きにわたる飯舘村の新たなベースを決める大詰めの大事な時期になってくるであろうと認識をしている次第でございます。

震災前の平時の状態から、30年、40年の時代がこの6年で一度に抜け落ちたような急激な人口減、少子高齢化状態に重ね、放射能による汚染もまだまだ村内に多く残り、今後の対応を求められる厳しい状況ではございます。

一方で、飯舘村は福島市からも車で1時間、飯野町、川俣町、南相馬市、相馬市など、近隣の多くの市町村からも三、四十分ほどで通える地の利を生かし、初めは通いながらも働き手の募集を村を挙げて行い、企業の充実、全国的にも高水準の賃金の充実を図るとともに、村内での水、食料の自給率100%、また、再生可能エネルギーを今後いち早く売電からオフグリッドに切り替える。売る発電と使う発電の2軸を確立し、村内のエネルギー自給率200%を達成できれば、生活費の負担の少ない飯舘村、稼げる飯舘村、世界から必要とされる飯舘村、そして長中期のビジョンを明確にし、いち早く取り組むことで、十分復興していけるのではないかと考えております。

しかし、車輪は一輪だけではバランスが悪く、同時に同じところをぐるぐるとしてしまいますが、行政と議会が二輪となり、村民の皆様の思いや意見をけんけんがくがくと議論をし、前に進めることで、より安定した村づくりができるのではないかと期待をしております。

さらに、議員として一つ一つの判断が今後の村、村民一人一人の生活を左右する大事な判断になるものであり、行政とともに村民の皆様より大きな責任を任されたんだと心に置き、邁進する所存であります。

それでは、質問に入っていきたいと思えます。私からは、8項目11点の質問をさせていただきます。

初めに、住民票の所在についてでございます。現在、約9割の村民が村外に住んでいる状況ではございますが、震災特例法、住民基本台帳法の観点からも、このままずっとこの現在の状況が続くということはないとは思いますが、避難指示の解除となり、今後行政としてもある一定の線引きを迫られるわけでございます。これにおいて、いつまでに住民票の所在を明確にしなければならないのか、非常に悩んでいるという声が村民からも聞かれます。これに対して、村の所見を伺うものであります。

2つ目、移住者の受け入れについてでございます。「いいたて までいな復興計画（第5版）」、ネットワーク型の新しい村づくりを掲げているわけでございますが、移住者の受け入れについて、住民移住相談の窓口や空き家バンクの物件管理紹介システムの存在があるのか。また、移住であったり定住の具体的なメリットや村の政策及び今後の対

応について伺うものでございます。

3つ目、旧学校や公共施設の利活用についての質問でございます。草野幼稚園、飯樋幼稚園、草野・飯樋・白石小学校、さらにはもりの駅など、村の学校や公共施設の維持管理に震災前でも約2億円の維持経費がかかっていたと伺っておりますが、今後のこれらの施設の利活用について伺うものでございます。

4つ目、道の駅までい館について。道の駅がオープンして約5カ月が経過しようとしておりますが、現段階での経営状況と今後の事業計画について伺うものでございます。

5つ目、スポーツ公園の利用計画についてでございます。来年の末ごろにはスポーツ公園が完成する見込みと聞いておりますが、来年度のスポーツ公園の利用計画と収支計画を伺うものでございます。

続きまして、6つ目は4項目でございます。村の財政計画について。6-1、先ほど長正議員からもありましたが、今後の住民票の転出等により大幅な人口減と高齢化が予想され、地方交付税の変化もしてくる中で、村内の施設等の固定費、維持経費、修繕費なども含め、村の今後の歳入歳出のバランスは果たして十分にとっていけるのか、そういったことをお伺いするものでございます。

6-2、村の今後5年、10年の中長期的な財政計画は、果たして策定はしているのかどうかを伺います。

6-3、平成30年度の当初予算の編成方針及び基本的事項についてと重点項目についてをお伺いします。

6-4、来春給食センターも新しくなるわけですが、職員の数やアレルギー対策といろいろ難しい問題はあるとは思いますが、この給食センターの民間向けの活用について村の所見を伺うものでございます。

6-7、被ばく対策についてでございます。村内でも山や川、あぜ道など、まだまだ未除染で高線量の場所がありますが、村では村民に対してどのような被ばく対策を講じているのか。また、今後講じていくのかを伺います。

6-8、学校の無料化についてでございます。幼・小・中一貫校が来年度からスタートするわけですが、この無料化はいつまで続けるのかを伺います。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員の質問にお答えをさせていただきます。

大変多岐にわたっておりますので、何点かお答えさせていただいて、また担当のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

ご質問の3点目に旧学校や公共施設の利活用というのがございました。公共施設について遊休化する施設も出てくる可能性があるわけでありまして。特にご指摘の学校施設は、これから復興に向けては非常に重要な施設と思っております。それをどう活用するかによって、かなり違ってくるのではないかと考えているので、これから慎重にいろいろな意見を聞いたり、いろいろな情報をキャッチしながらやっていきたいと思っております。いわゆる村の施設は約70の施設がありまして、老朽化が激しいものなど活用の見込みがないというもの約35施設については解体と考えております。残る35施設について、公共施設を利活用するというところで、12月になってからですが、庁内で検討委員会を設置し、検

討をこれから進めていくことになっております。

平成30年1月ぐらいまでに、庁内での検討結果を「公共施設利活用計画案」を作成しまして、2月あたりまでに村民による公共施設利活用検討会議を開き、皆さんのほうからもまたいろんな意見をいただくとしていまして、ある程度の方向性ということでは3月ぐらいまでに答申をもらって、それが全てではありませんが、何せ公共施設をどうしていくかというのが大きな課題だということで、このような対策を今進めているところであります。

それから、4番目の質問の「道の駅までい館について」ということであります。

深谷地区の復興拠点ということで、ご存じのように8月12日にオープンした、こだわりの名前で「いいたて村の道の駅までい館」です。県道12号線沿いという立地にも恵まれましたし、また、先祖伝来の土地をお譲りいただいた地権者のご協力などによって、オープン以来2カ月余りで約10万人の来場者ということであります。大変、村内外のお客様から「すてきな道の駅だね」とか、あるいはカメラを向ける来訪者、あるいはカメラに収まる来訪者などが多くおられて、喜ばれているところでございます。

この5カ月間の売り上げの実績ですが、道の駅部分では約4,900万円ですね。5カ月間ありますから、コンビニエンスストアのほうが約5,700万円であります。ただし、これは売り上げでありますから、仕入れにかかった費用、その他維持管理、光熱費などを考えますとその辺はまだ途中でありますし、業者の支払い関係もありますので、もうちょっと過ぎてからその辺をしっかりと検討していきたいと思っているところでございます。

また、今後の経営方針ですが、ご存じのように飯館村の冬は大変厳しいということでもありますので、入場者も減少するという事も考えられますから、それが経営に影響が出てくることを考えますと、またどういうふうこれからしていくかなということで、先般の運営会議の中でももうちょっといろんなイベントを開くとか、企画などをやっていると、こんなようなことで誘客を考えていかなければならないということで、先日商工会の青年部のほうに、これから真冬に向かってということでイルミネーションをやる予定になっているところでございます。そのようなことをいろいろやっていきたいということでもあります。

将来的には、運営会社の独立採算を目指していきたいとは考えておりますが、現在も従業員の確保もまだ足りないとか、あるいは村内生産物の数のまだまだ不足ということでありますので、かつまた村の復興のシンボルでもあるということでもありますから、当面は村の支援を継続していくことが大切ではないかと、それがやっぱり復興に大きく寄与するのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っているところであります。

それから、村の財政計画について何点かございますが、3つ目の平成30年度の予算編成がどうなっているのかというご質問でございます。

平成30年度の予算編成については、将来を見据えながらタイミングを逃さないように、そしてもう一つはスピード感を持って、あるいは先々のことを考えてという基本方針を示しているところでございます。

1点目は、「将来を見据えた基盤づくりと社会経済の変化へのスピード感を持った柔軟な対応」ということであります。復興計画の第5版がありますから、それに沿って財源の確保とか施策実行のタイミングを逃さずに、効率的に予算編成をしていきたいと思いますが、一つはどちらかという、随分建物ばかりという話は何度も聞いております。しかし、今だからこそ復興予算でできるということがありますから、そういうことも考えながら、一方でその建物がいかに後年度負担をかけないようにするかというのを両睨み、バランス感覚を持ってやっていきたいと思っております。

2点目は、「多様な見直しの実施と事務事業の改善の推進」であります。どうしてもやっぱり役所は前例踏襲、あるいは慣例にしたがってということではありますが、ご存じのように、先ほどの質問にもありましたように、今までの6,000人が一気に少ない人口でやっていかなければならないということでもあります。人口減は、長期的にはどこの自治体もあるわけではありますが、一気にという大変さがあるわけでもありますから、当然今までは違った考え方をしていかなければならないと思っておりますので、一つ一つ事務事業を点検しながらやっていきたいと思っておりますし、特に経営感覚を持っていかないといけないのではないかと、あるいは今までの量の問題から質に変わっていくということも大切だと、時代の流れを読めば、かなりいろいろなところで文化的な視点とか、心の大切さとかというものを組み入れていかなければならないと思っております。

3点目としては、「精度の高い収入・歳出予算の見積り、将来的な財源と循環活用」であります。やはり厳しいわけですから、いかに財源を確保するかということで、ただ、一方で税金など6年、7年払ってこなかったという村民の感覚がございますから、そういう意味でこれから滞納なども心配されるなという気がいたしますし、国県補助金などの財源を最大限利用する、あるいは民間の補助事業もあるのではないかなどなど、財源を収入を得るのと抑えるのと、その辺をしっかりとやっていきたいと思っております。

重点施策といたしましては、「帰村した村民の生活支援」や「農業基盤整備・営農再開支援」、あるいは「新しい環境での充実した教育の実施」など「福祉・産業・教育の充実」により生活環境を整えることを基本にし、そしてさらに「移住・定住・交流」というのと「村民力の発揮」に特に力を入れ、「生活環境充実のさらなる加速」、「村民同士のつながりの再構築」、「ネットワークを活かした新しい形の村づくり」を進めていきたいと思っております。

その他の質問については、それぞれ、担当のほうからお答えさせていただきます。以上であります。

住民課長（細川 亨君） 私からは、ご質問1の住民票の所在についてお答えいたします。

現在、飯舘村民を含む原発事故による避難者は、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（原発避難者特例法）」により、住所を移動させることなく避難先自治体で福祉や教育など特例事務に係る行政サービスを受けることができるようになっております。

「原発避難者特例法」の終期は不明であります。本来、住民としての登録がなければ基本的な自治体サービスを受けることはできません。

一方、住民基本台帳法では、住所を生活の本拠としており、それを証明するものが住民票であります。住民票の移動及び移動の時期につきましては特に規定が示されておらず、現在のところ村民の皆さまのご判断にお任せするところではありますが、いずれは法に沿って生活の本拠地である住所地に住民票を移すことが、自治体サービスを受けるためにも必要かと思われまます。

私からは以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは2点目の移住者受け入れについてお答えいたします。

村では、今後村民に対し帰村を促進するための取り組みを進めること、これも大変大切なことですが、一方で村外からも移住・定住者を呼び込むことが今非常に求められているところです。全国的にそういう状況になっております。

そのための対策として、具体的には来年度、移住・定住・交流の仕事をしていただく専任の担当職員を1名配置し、この取り組みを強化、推進するというところで庁内での検討の課題になっております。

また、移住・定住のための相談窓口、あるいは空き家バンクです。空き家バンクは以前「までい企業組合」で空き家あっせんをやっていましたが、そのような施策についてもこれから制度として創設していきたいと思っております。また、移住・定住の際に村民と同様のサービスも受けられるような体制も図ってまいりたいと思っております。

移住、定住、交流のメリットや今後の対応ということですが、まずメリットは、やはり新しい風が村に入ってくることによって、さまざまないい影響が及ぼされる、悪い影響もないわけではないですが、いい影響が及ぶのではないかと考えていますし、何よりも活性化につながるということ。あるいは、人口がふえることによって、先ほどの質問にもありましたが、人口増に対する交付税措置、財源の確保ということで、村にとってさまざまないいことが影響として出るのではないかなと思っております。

については、これらの移住・定住者に対する住宅政策、例えば村の住宅ですが、せっかく移住しても住宅に入れないということでも困りますし、その住宅の整備であるとか、あるいは自分で土地を求めて家を建てたいという人も中にはいるかと思しますので、そんなところの支援の具体的な支援策であるとか、雇用の場を提供するとか、あるいは小さい子供を連れて移住する方もおられるかと思しますので、教育の際のそういう支援といったことを全体的なパッケージとして支援策をこれから急いでつくっていききたいと思っております。以上であります。

生涯学習課長（藤井一彦君） 私からは、5つ目のご質問の「スポーツ公園の利用計画について」のご質問にお答えさせていただきます。

現在、整備を進めております飯館村スポーツ公園は、「管理棟」、「人工芝の屋内・屋外運動場」、「全天候型の陸上競技場及び人工芝サッカー場」、「野球場」、「駐車場」からなっており、夜間照明なども備えた魅力的な施設となっております。その内「陸上競技場」、「野球場」を除いて、来年4月からの共用開始を予定しているところ

でございます。

利用計画といたしましては、オープニングイベントを始め、各種スポーツ教室やスポーツイベントの開催などを通じて、村民はもとより村外へ向けて情報発信をすることで周知を図り、利用者呼び込むほか、つながりのある福島大学等の合宿誘致なども進めてまいりたいと考えております。

また、併設の小中学校等の体育や部活動などでも大いに活用してもらい、子供たちの運動機会の充実や体力の増進へ寄与したいと考えております。

帰村者が少ない中で復興をどう進めるかを考えたとき、本施設を有効に活用し、スポーツを通して交流人口を増やすことで、飯舘村の道の駅までい館やきこり、飲食店の利用につなげるなど、復興に向けた活気ある村づくりの一翼を担えればと考えております。

収支計画につきましては、本事業が国の「こども元気復活交付金」を活用させていただいておりまして、その目的は、帰村後の子供たちが安心してスポーツを楽しむ環境が整備され、子供たちの運動機会の確保と体力向上を促進し、子育て世帯の帰還の促進と定住促進を図ることでございます。したがって、施設単体として「利用料金のみで賄える施設」とはなり得ませんが、先ほど述べさせていただきました交流人口の増加による波及効果なども含め、まずは多くの方々に村を訪れていただけるよう努力してまいりたいと思います。

なお、施設の使用料については、周辺施設の状況を把握しながら、なるべく多くの方に利用していただける料金を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは6-1と6-2のご質問にお答えをいたします。

先ほどの長正議員のご質問にもお答えしておりますが、現在村の試算でございますが、平成33年度時点で普通交付税が現在より約3億円減の13億円程度の規模になるもの、また、地方税については、震災前より約1億3,000万円減の約3億9,000万円程度と試算しているところでございます。

一方で、公共施設の維持管理経費につきましては、震災前の平成22年度時点で約2億円を費やしていたわけでございますが、現在の施設の状況等々を試算しますと、約2,000万円増の2億2,000万円程度の経費がかかるのではないかと試算しているところでございます。

今後、減少する収入額への対策としましては、大火山太陽光発電、あるいは深谷の復興拠点太陽光発電の売電収入等を新たな財源として確保してまいりますとともに、さらなる経費の節減と財源の確保に努め、健全財政の維持に努めてまいります。

続きまして、6-2でございます。

飯舘村の中期財政計画でございますが、平成27年度に、平成28年度から平成32年度までを対象とした中期財政計画を一度策定してございます。その後、学校再開整備事業等各種事業内容に変更が生じておりますので、現在、平成30年度から平成34年度を対象期間とした中期財政計画の見直し作業を行っているところでございます。

現在、平成30年度の予算編成作業中ということではございますが、何とか今年度中に取

りまとめを行いまして、議会の皆様初め、村民の皆様にもお示しできればと考えておるところでございます。私からは以上でございます。

教育課長（村山宏行君） 私からは6-4、給食センターの民間向け活用についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問のように、全国の事例で見ますと、給食センターを活用して高齢者への配食サービスや仕出し、あるいは地域の方々に向けたレストランの運営など、栄養や健康面への配慮や地域の農産物を活用した料理の提供など、多様な取り組みの例を見ることができます。

現在、村が建設を進めております給食センターの機能としましては、避難前の6割程度の児童生徒数に対応できるよう500食の供給が可能な施設としております。したがって、当面は能力に余裕がある施設になると思われれます。もし一般向けの給食提供ができれば、運営経費の補填を図ることが可能になるということも考えられます。

また、今回整備を進めております学校施設につきまして、地域の方々が学校に関われるよう、地域交流スペースやカフェ、あるいは郷土料理の伝承や行事食を学ぶ場として、給食センター内に「食育ルーム」というものを設けております。学校と地域をつなぐ取り組みは今後ますます重要になってくるものと予想されております。

しかしながら、今回新設します「食育プラザ」での給食センター運営はこれからということもありますし、村内の飲食店の再開はまだ少数ということもございますので、いたずらに民間の事業を圧迫することがないようにそういった配慮も必要と考えております。

また、食材の地産地消につきましてですが、試験栽培が終わり、農家の営農再開もようやくこれからというところがございますので、復興が進む中で、将来的には保護者のニーズと地域のニーズがマッチングするように、今後の運営を検討してまいりたいと考えております。以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問7の「被ばく対策」についてお答えいたします。

国の除染ガイドラインでは、除染は、人の健康保護の観点から「生活圏を優先」して宅地・建物、農地、道路とそこに隣接する林縁部20メートル範囲の森林を対象に面的に除染を進めてきました。おただしのおり、森林の20メートル以遠や川などは除染対象エリア外となっており、場所によっては高線量の箇所もあると認識しております。

村としての対応であります。まず、帰村された村民や一時帰宅する村民に正確な空間線量を知っていただくために、村内に国・県事業で57カ所、村事業で90カ所、合わせて147カ所にモニタリングポストを設置してきたところあります。

また、帰村された方々が日常の生活の中でどれだけ放射性線量を受けたかを知ってもらうため、希望する村民を対象に個人積算線量計の貸し出しを実施しております。これは日常的に体に携帯していただき、1時間単位で積算をしておりますので、1日単位、そして1年間の放射性線量を受けた量が分かるものであります。本年度から環境省事業として実施しており、専門員の方が役場に常駐し、利用者に対して線量計の数値の読みとりや相談業務を行っております。

個人積算線量計の貸し出し事業の説明を、村の総合健診やお茶飲み会などで開催したところ、120人の方に利用をしていただき、自分の生活の中でどれだけ放射線量を受けたかを知っていただいているところでもあります。

引き続き、各種集会に出向き、個人積算線量計の意義をより多くの方に知っていただき、放射能に対する不安軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（中井田 榮君） 私からは、ご質問の最後の8番目の学校の無償化についてお答えいたします。

給食費、教材費、制服・運動着など、学校に係る経費の無償化につきましては、震災避難者への経済的支援、保護者への負担軽減の観点から、当時の議会との協議によりまして決定させていただいたところでございます。

現在、村の学校に通う児童生徒につきましては、国の被災児童生徒就学支援事業を活用しているため、給食費や教材費、修学旅行費、卒業アルバム代などを初め、PTAの各種負担金につきましては無料となっております。また、これらの支援は、避難解除により縮小または廃止されることが予想されるわけではありますが、とりあえず来年度は継続される見込みとなっております。

学校の無償化に当たり必要な経費を積算しますと、認定こども園の3歳未満児が一人当たり10万5,000円、3歳以上児が一人当たり16万円、小学生が一人当たり18万円、中学生が一人当たり28万円ほどと予想されており、これらの金額を来年度村の学校に通う児童・生徒に当てはめると、平成30年度の無償化に必要な経費は2,000万円ほどとなります。当面はこの財政支援もありますが、いずれは制度としてなくなるのは明らかでありますし、児童生徒の動向や村の財政状況によって大きく左右されることは否定できません。

ご質問のように、できるだけ長く無料措置を継続して、村の学校に通うメリットを示したいと考えており、まずは5年程度は継続したいと考えているところではありますが、国の支援や村の財政事情もありますので、今後も議会と協議をさせていただきながら、継続に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

1番（佐藤健太君） 私から数点、再質問をさせていただきます。

まず、1の住民票の所在についてでございます。まだ明確にいつまでとは出てはいないということですが、先日新聞でふるさと住民票の記事が上がっておりました。このふるさと住民票とは一体どういったものなのか、また、これはいつから始めるということなのかをお伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） これの発端は、避難が国から指示されたときに、村民を避難させるに当たっては、二重住民票的な考え方がないと我々は村民を安心して避難させられないということを経験したところ、なるほどそうだなということで検討したようですが、残念ながら選挙権の問題、税金の問題、どちらがどうするんだということで、そう簡単に法律改正はできないということでした。少なくとも安心して避難をさ

せるということで、避難した自治体が大変であろうということで、1年間に一人当たり4万2,000円の交付税がそれぞれの自治体に行っているということであります。それ以来、ずっとこの二重住民票という考え方がいろいろな大学の先生や専門家から検討されて、これから必要ではないかと、人口減になっていく中でとこういう話なんです、やっぱりいろいろな制約がありますし、課題が深いところにありますので、それは多分私は実現は不可能なんだろうなと思います。

ただ、少なくともこれから人口減になる中で、ただただその人口の奪い合いだけをしていいのかという考え方で、飯舘村とかかわってきた構想日本という団体がぜひふるさと住民票、つまり二重の住民票ではないが、それぞれの自治体に住みながら飯舘村もふるさと住民票を持っているよという形にしたほうがいいのではないかとということで、当初から話に飯舘村もかかわってきました。もう既に、全国で5つの自治体がスタートしているということであります。

ぜひ飯舘村もやってみませんかという話がありまして、これから、先ほどから答弁してあります移住・定住いろいろな方法が考えられますので、ふるさと住民票、つまりある程度の、何ていうんですか、切符といいますか、カードを、飯舘村を応援したいという方にお渡しして、飯舘村に来ていただいたりしていただければ、いろいろな恩典なり、あるいは来なくとも広報誌をお配りするとか、そういうことができるということでありまして、今そういう方にどのようなことができるのかというのを内部で検討してありまして、ぜひほかの自治体とはまた違ったユニークな、飯舘村のふるさと住民票を持てば面白いことがあるなということを考えていければなと考えているところであります。

以上であります。

1番(佐藤健太君) ふるさと住民票なんかもうまく使っていきながらですが、何せあと村に戻ってくる、戻ってこないも含めての、いつまでという縛りがどうしてもやっぱり村民の中からも質問が上がってくる人が多いものですから、借り上げ住宅や仮設住宅、またそういったところにお住まいの村民の皆様も含めて、いつまでにどうしなければならぬのかということをしつかりと判断ができるように、今後の政策をお進めいただければと思っております。

次の質問に進みます。2つ目の質問でございます。移住者の受け入れについて。非常に大きな課題と捉えておられるようではありますが、職員1人を張りつけるということで、この重要な課題に対して1人ということではやっぱり足りないんじゃないかとも思っております。若い世代のチームを組んで早急にこういったことを、どのターゲットに絞るのかも含めて対応されてはどうかと思っております。これについて伺います。

副村長(門馬伸市君) 実は私も同様の考えでありまして、移住定住交流対策室みたいな一つの課をつくって、二、三人の体制でやっていこうかなとは思っていましたが、今村の職員が70人、69名です。それと同じぐらいよそから応援をもらっています。ですから、当面、目先のことばかりではないというのはわかりますが、当面の業務が山積しております。一つ課をつくると、今言ったように課長がいて係長がいてとなりますので、今回はやむをえずそういう専門のチーム、課、室はできませんので、とりあえず中堅職員

をそこに配置して、さまざまなその業務だけということでは他の業務はやらないということで、当面新年度からスタートさせたいなと思っておりますが、1人では確かに厳しいので、そういう道にたけた人なんかアドバイザーとして受け入れながら、そんな対策も必要なのかなと思っております。どうしても孤立してしまいますから、そんなサポートをしながら、何とか村に住まなくても来ていただくということですね、交流なんかを活発にしていければなと思っております。

1 番 (佐藤健太君) 前向きに検討していただければと思います。

なお、やっぱり私たち世代の移住・定住ということも含めて、パソコンやスマートフォンで検索をすることが非常に多いです。この飯館村の移住に関しても、もちろん載せていない部分もあるんですが、やっぱりまだ全然上がってこないということもありますので、せっかくいい取り組みをしても、こういったことが県内のほかの市町村に人が流れてしまって、先ほどの取り合いになってしまうということももちろん一方ではあるんですが、ほかの市町村に流れてしまうということもなくすためにも、積極的に発信ができるように、早急に対応をすべきだと思います。今後の対応に対して非常に期待するものであります。

次に移ります。次が、4項目めのいいたて村の道の駅までい館についてでございます。

課題として人員の確保と上がっていますが、この人員の確保について、具体的に何か対策を考えておられるのか。また、赤字が出た場合に対して、当面はもちろん村からの支援ということも考え得ることはありますが、具体的にいつまでにこれを採算ベースに乗せていくという目標があるかということをお伺いします。

村長 (菅野典雄君) 道の駅に限らず、会社であれ、あるいはいいたてホームであれ、何せ人手不足ということでもあります。これが多分震災にあつて村から一度離れてしまったという大きなマイナス面ということではないかなと。今までは、結構それぞれ村民の方たちがそこで仕事をしたり、あるいは就職をしていただいていたということでもあります。そういう意味で、道の駅もなかなか人手が集まらないということで四苦八苦をして、開店当時は結構役場の職員も厨房に入ったりレジをやったりと、こんなことがありましたが、今はもうそういうことはなくなりましたが、いかんせん休んだり、あるいは交代したりというのがなかなかできないということでありまして、今のところ落ちつきはしましたが、まだちょっと厨房あたりが心配なところがあつたり、あるいはコンビニももう一人、二人必要ではないかなとこんなふうに思っているところであります。

そういう中で、これからやはり財政的にどうするかということでもあります。確かに地の利がある、2カ月に10万人が来たということでもあります。それは全く物珍しさのところも伝わっていますし、ちょうどお盆の時期だとかが重なっていますから、全体的にはやっぱりなかなか厳しい経営だろうとは思っています。

ただ、赤字垂れ流しというのは絶対にできないということで、以前議会との話し合いで、一応今のところ年間3,000万円は村のほうから、いわゆる復興のシンボルとして出していくということにはなっているということでもあります。それが妥当なのかどうか、場合によっては足りないということがあるかもしれませんし、少し下げてもいいのではないか

ということになるかもしれません。

その財源はどうするんだということで、大火山のほうから、太陽光の中からもなり、あるいは深谷の脇から幾らかなりとも出していかないと、一般の交付税や税金でそれを賄っていくという形にはならないのではないかとということで、いろいろ景観の問題とかがありました。そんな準備をずっとしてきているということでもあります。

- 1番（佐藤健太君） このいいたて村の道の駅ということで、先ほど村長からもありましたが、村の復興のシンボルの拠点ということで、これに関しても村民がもっともっとかかわりを深めて持って行ってチャレンジをしたり、村民自体が誇りに思えるような施設にどんどんしていくことが、今後非常に求められている取り組みではあるかなと思っています。さらに、SNS等を有効に使って情報発信をしていくことも必要ではないかと思っています。なお第3セクターとして独立採算ができるように、今後期待するものでございます。

次に行きます。5つ目、スポーツ公園の利用計画についてでございます。

大学等の合宿の誘致等とあります。これに関して、私も先日ある大学の教授より「100名ほどの学生になるが、宿泊等の受け入れは可能かどうか」という問い合わせをいただいた部分がありました。これに関して、村内の宿泊施設の状況等、連携等はどうなっているかということをお伺いします。

- 生涯学習課長（藤井一彦君） 合宿ということでございますが、今きこりで多分50名ぐらいでいっぱいだと思っております。なかなか今の状況の中では100名というのはちょっといっぺんにやるのは厳しいなということを考えております。

また、今後小学校などの利活用なども含めて、そういったところをどういうふうに使っていくかという中の一つとして、例えば小学校の一部を合宿施設に活用するなんていう案も出ておりますので、そういったことも含めまして今後検討をして、スポーツ公園を少しでもいい形で使っていただけるような条件整備を進めてまいりたいと考えております。

- 1番（佐藤健太君） 大学のサークルなんかも、非常に大きな大学になりますとやはり人数が多くなってくるということで、ほかの市町村もやっぱり受け入れが難しいという部分もあり、行ける場所が少ないということもありますので、こういった場所の整備を早急に進めるということを、もう一つ今後の村に人を招き入れるためには必要なのではないかと捉えています。これは道の駅にも同じことが言えるかもしれませんが、近隣の市町村でも非常にまれに見るほどのきれいで立派な施設ができ上がっております。これも多額の税金を投入して完成しているわけですので、明確な運営のビジョンと計画、それからコンセプトなんかもしっかりと持って、村民の誇りになる広く一般の皆様のための施設にさせていただきたいと大いに期待をするものでございます。

次に進みます。続いては7番、被ばく対策についてでございます。

個人線量計の取り組みを初め、昨今では各行政区、全体とまではいけませんが、非破壊式の検査機の導入等により、食品の汚染に関しての認識がより村民の中でも上がってきているということは非常にすばらしいなと思っております。しかし一方で、特に山の除

染に関しては、宅地、農地の境から20メートルまでしか実施されていないということで、今や状況を見てみますと、どこからどこまでが除染してあるのか、どこから先が除染していないのかということすらわからなくなってしまっているという現状があるなと思っております。

この状況に対して、被ばくの予防の観点からも、この未除染の場所がわかるような、何か目印であったり標識であったりというものがあってしかるべきかなと思っておりますが、村の所見を伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの森林20メートルの範囲ということで、除染する際には林縁部から実測で20メートルということで、作業中には木などにテープを巻いて範囲を指定しながらやってきたということでございます。今おただしのおり、どこまでやってどこからやっていないのかという部分も、表示ということも必要かなと思っておりますが、なかなか今になってもう一度計測し直すという部分も大変厳しいのかなと思っております。

村としましては、被ばく対応としましては、先ほどの個人積算線量計を持ってという部分も対応としてありますが、あとはやはりその20メートルの付近から、やっぱり里山再生という意味合いで、ある程度被ばく管理をしながら、除染とまではいきませんが、やはり枝打ちとか下刈り等をしながら事業ができればなということで、先ほど前の議員の方の答弁でもお話ししたように、里山の再生モデル事業ということで、今国のほうで復興庁、林野庁、環境省がやっておりますが、それとは別に、村独自のほうで活用できる制度も今国のほうに要望しているという状況もありますので、それらも含めてトータルの検討させていただければと思います。以上でございます。

1 番（佐藤健太君） 除染後に私たちも山に入ることももちろんありますので、そういった部分も含めてしっかりと対応していただければと大いに期待をして、以上で質問を終わりたいと思います。

議長（菅野新一君） これで、本日の一般質問は終わります。

◎散会の宣言

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時32分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月12日

飯 館 村 議 会 議 長

菅野新一

同 会議録署名議員

長正利一

同 会議録署名議員

佐藤一郎

同 会議録署名議員

高橋孝雄